

B

公益財団法人
日本野鳥の会
Wild Bird Society of Japan

BOOKLET

6

編集◎大畑孝二・中村桂子・遠藤公男

カスミ網密猟根絶をめざして！

く日本野鳥の会・密猟対策連絡会の取り組みく



はじめに

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 遠藤孝一

日本野鳥の会（以下、当会）は、来年二〇二四年で創設九〇年を迎えます。

野鳥は、「籠で飼い、声を楽しむもの」という時代に、「野の鳥は野に」を謳い文句に人間が野外に赴き、姿や声を楽しむことを初めて訴えたのが当会の創始者の中西悟堂でした。

当会は、サンクチュアリ運動、野鳥保護区の設置、希少鳥類の保護、バードウォッチングの普及など様々な活動をしてきましたが、その中の大きな運動として、カスミ網による密猟の撲滅があります。様々な野鳥たちを一網打尽にするこのカスミ網は、大正時代から問題視され、GHQ（占領軍司令部）による勧告で一九四七年からカスミ網の使用が禁止されました。しかし、密猟は無くなるどころか、復活運動が国会議員や県知事などによって繰り広げられるという時代が長く続きました。ナイロン製の網の出現や、暴力団まで手を出す始



末で毎年数百万羽の野鳥たちが犠牲となりました。カスミ網による密猟は、ツグミなどの食用とメジロなどの飼鳥用があります。食用は、岐阜県など中部地方と私のふるさと栃木県でも行われていました。

当会は、現場での取締の限界を克服するために約四十万筆の署名を集め、様々な運動でついに販売・所持の禁止の法律改正を一九九一年に勝ち取りました。その後は、全国野鳥密猟対策連絡会が設立され、飼い鳥用の密猟撲滅を事務局長の中村桂子さんを中心に闘ってきました。

これらの密猟撲滅への取組みについては、法律改正の一番の立役者の当会元職員で生態系トラスト協会の中村滝男さんが「野鳥居」第八号で、日本野鳥の会岐阜は設立50周年記念誌で、それぞれまとめられています。また、孤高の戦いをされた日本野鳥の会岐阜の丹羽宏さんは、「カスミ網猫（トヤ）撲滅運動の記録」を発刊されました。

当会としても、九〇周年を迎えるにあたり、わが国における野鳥保護運動の重要テーマであったカスミ網による密猟撲滅の記録を次の世代に残すとともに、今なお無くならない飼鳥用の密猟撲滅に向けての普及啓発のためにこの

ブックレットを発行することとしました。

密猟撲滅に尽力いただいた山階鳥類研究所元所長の山階芳麿さん、当会元会長の中西悟堂をはじめ、代々の事務局職員、各地の支部の皆さんなど、関係者の皆様に感謝申し上げます。当会は、これからも「野鳥も人も地球の仲間」をテーマに活動を続けてまいります。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。



目次

はじめに

遠藤孝一

1 カスミ網密猟撲滅の歴史

カスミ網とは	10
カスミ網猟の歴史	12
カスミ網猟の問題点	19
日本野鳥の会の取り組み	20
カスミ網密猟問題解決のための課題	22
環境犯罪	23

2 密猟Gメン日記

大畑孝一

私のふるさとは密猟のメッカ	26
日本野鳥の会に就職	27
密猟Gメン日記	28

3 「カスミ網対策会議」から「密猟対策連絡会」へ

中村桂子

密対連 発足	50
鳥獣輸入証明書	55
メジロ鳴き合わせ会のこと	65
「密猟110番」開設	68
メジロ図譜完成	86
環境省が英断！愛玩目的の野鳥の捕獲は原則禁止！	91
「ぼく なかないよ！」発刊	104
特別寄稿 中国・百万羽の野鳥を輸出	111
遠藤公男	
おわりに 葉山政治	155
参考文献	160
年表	163

1

カスミ網密猟撲滅の歴史

「野鳥保護資料集第七集」より加筆修正



カスミ網とは

もっぱらハトより小型の野鳥を捕獲するために作られた網で、ヘアースネットと同じような黒色のナイロン糸（戦前は絹糸や木綿糸）でできており、竹竿などを使つてバレーボールのネットのように張る。遠くから見ると網自体は霞んで見えなくなるので、“カスミ網”の名がある。野鳥が気付かずに網に飛び込むと、脚や翼、首などに細い糸が絡んで鳥は逃げられなくなる。

用いられる糸の太さは七〇デニール以下（約一〇番線以下）で、鳥を絡まり易くするため、柔らかく捻られている糸が用いられる。網目は一辺の長さが六分角（約二cm）の小鳥用と、一寸角（約三cm）のツグミ用の二種類が通常使用されている。さらにこのような網地をそのまま張つて使用するのではなく、網地の上端と下端に縁糸を張り、さらに縁糸と並行に数本の柵糸を通して加工する。このように加工された網を垂直に張ると、網のたわみがこの柵糸の部分でポケット状になり、網にぶつかる鳥がより絡まり易くなるのである。したがつて製品としてのカスミ網は、縁糸と柵糸を有し空中に張ることができるよう加

工されたものと言ふことができる。なお、現在の法令でのカスミ網の定義は“はり網の内、柵糸を有するもの”となっている。詳しくは後述する。

あなたの署名で
野鳥のいのちを救って下さい

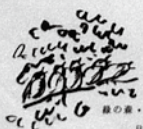
カスミ網の密猟で毎年
1000万羽もの小鳥が
殺されています!!



- ◎日本中の鳥を数えても、わずか6,000羽、毎年、カスミ網の密猟で殺される小鳥の数は10,000,000羽以上。
- ◎ウグイスもメジロも、網にかかった鳥はすべて殺されてしまいます。
- ◎日本での大規模な小鳥の殺りくは世界中の非難をあびています。
- ◎国際自然保護連合(IUCN)でも、国際鳥類保護会議(ICBP)でも、毎年、カスミ網撲滅絶の勧告がなされています。
- ◎カスミ網の使用は禁止されています。
- ◎しかし、網の販売は自由なのです。
- ◎そのため、いつまでも密猟は絶えません。
- ◎この不合理をなくするため、ぜひ

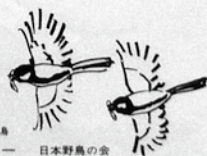
あなたの御署名を!!

日本野鳥の会カスミ網反対運動本部
東京都中野区大和町3-36-5 滝尾方



緑の森・青い空・さえずる小鳥

日本を住みよみ国に—

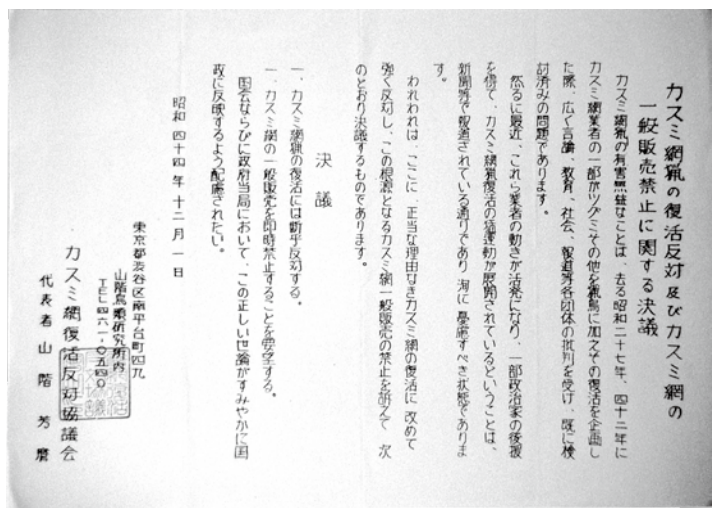


日本野鳥の会



カスミ網猟の歴史

カスミ網猟は江戸時代からおこなわれていたが、一部の武士と武士団に組み込まれていた一部の領民のみに許されており、様々な規制があったために捕獲される野鳥は多くなかったといわれている。しかし、明治時代以降はそのような規制がなくなり、大正時代に入ってカスミ網猟が大規模に行われるようになる。捕獲される野鳥の数も増加しその数は、年間に二〇〇〇万羽にものぼるようになったと言われていた。しかし、カスミ網によって捕獲される野



鳥のほとんどが農林業上きわめて有益な種類の野鳥であるため、農林業への被害が懸念されて大正十三年に二年計画でカスミ網猟を全廃する案が政府によってたてられたが、狩猟者の反対で実現しなかった。

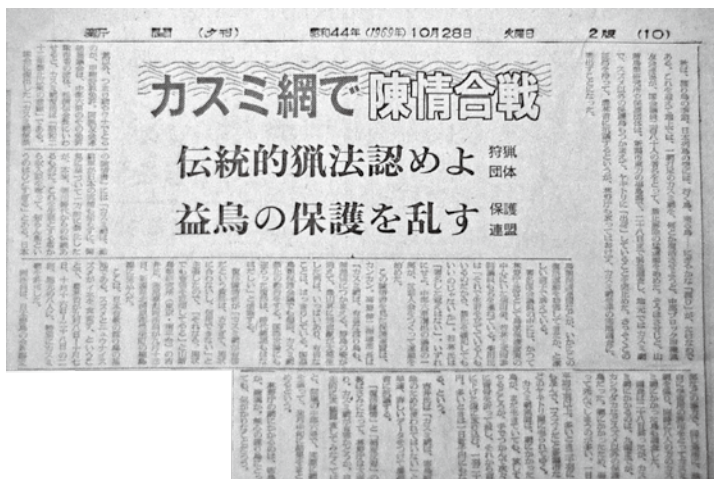
このような有益野鳥の大量捕殺が続いたため、農地や山林では有害虫の大発生が続発するようになった。そして一九四七年（昭和二十二年）に当時のGHQ（占領軍司令部）の勧告により、カスミ網の猟具としての使用禁止と、有益小鳥類であるツグミ、アトリなどの狩猟鳥指定解除が決まったのである。しかし、実際には、カスミ網の使用が法律で禁止されて以降も、カスミ網猟は密猟として続けられた。そして、占領軍によって作られた規制であるから、占領が終わるまでのものだともことしやかに言われていたという。もちろん、福井県、岐阜県などでは地元の保護関係者による血のにじむような密猟撲滅の努力もあったが密猟は減らず、そればかりか、保護関係者には直接、間接の嫌がらせが続いたのである。

そのような状況を受けて、一九五七年には日本甲種猟友会によって「カスミ網解禁に関する私共の主張」というパンフレットが出版され、カスミ網解禁の



運動が協力に展開された。その結果、翌一九五八年には、衆議院でツグミ、アトリなどの狩猟鳥への編入とカスミ網禁止解除が決議されたが、日本野鳥の会や日本鳥類保護連盟など保護団体の反対で実現しなかった。

その後、一九六九年（昭和四十四年）にはカスミ網猟関係者によって、カスミ網猟の復活を求める活動がもう一度、大規模に行われた。復活を求める意見書には二〇〇名を越す国会議員が署名し、カスミ網問題は大きな局面を迎えたのである。そのため、一九六九年から七〇年には日本野鳥の会の中に「カスミ網反対運動



本部」が設置され、カスミ網密猟復活反対と密猟撲滅を求める活動が活発に展開された。

おりしも、日本野鳥の会は財団法人としての認可を受け、保護団体としての活動を開始した時であり、専従の職員を中心に全国の支部の協力を求めてカスミ網密猟復活反対の署名運動が展開された。七〇年の一〇月、十一月には福井、岐阜、石川の密猟地帯に調査団を送り、カスミ網密猟の実態を広く全国に公表したのであった。調査地ではいずれも各地で大規模な密猟が行われており、調査団のメンバーに対し密猟者が「カスミ網をやつてなぜ、悪いのか」と食つてかかるような状況であった。この様な状況が新聞やテレビで報道され、カスミ網による密猟問題を全国レベルで論議するきっかけになったのであった。また、多数の国会議員の署名を得て進められてきたカスミ網密猟復活運動に終止符を打つことにもなった。

それ以後も日本野鳥の会は地元支部と共に、カスミ網密猟の現地調査を続け、その実態のアピールを続けた。また一九七〇年以後はカスミ網密猟地帯とされる岐阜県など中部6県や栃木県などで行政の取締りはようやく強化されたが、残



念ながらその後もカスミ網による密猟は続けられた。八十八年度（昭和六十三年度）には中部六県だけで二十五件のカスミ網密猟が摘発されており、この年に行った日本野鳥の会の推定では、中部地方だけで年間三百万羽の野鳥が犠牲になっている。

ヘリコプターや小型飛行機を使って空からの取締りも行われるようになってきたが次第に追いつめられた密猟者は悪質化しゲリラ的に場所を変えながら網を張ったり、人を傷つけるための罠を仕掛けて実際に傷害事件を起こすまでになった。

中部地方でのカスミ網密猟はおもに焼鳥にするための食用密猟であるが、カスミ網は野鳥を飼うために捕獲する愛玩用密猟のためにも用いられる。この愛玩用密猟は全国的に行われているが、その被害実態は全く明らかにされていない。一九九〇年（平成二年）に行われた日本野鳥の会のカスミ網販売実態調査によれば、北海道から九州までの全国の小鳥店などで販売されていたことが明らかにされた。しかし、これにより愛玩用に捕獲されるホオジロやウグイスなどは全国でどのくらいになるか全く不明であった。また、カスミ網が全



国的にきわめて容易に入手できたことから、鳥獣法に違反していることを知らずにカスミ網を使用して補導される学童も多く、教育上も問題であった。



さらに日本のカスミ網は世界中に輸出され、世界各地で野鳥捕獲に使われていた。たとえばスペインやキプロスでは日本から輸入したカスミ網を使用してウタツグミをはじめとしたツグミ類などの渡り鳥を大量に密猟し、その一部を焼鳥用に日本に輸出していた。そうした輸入冷凍ツグミ類が日本国内で密猟された野鳥の流通をごまかすための隠れ蓑に使われているのも事実であった。

このようなカスミ網問題は、野鳥保護の国際会議では幾度となく問題にされたが、一九八五年に東京で開かれた第三回東アジア鳥類保護会議の席上でも問題になった。また、一九八九年（平成元年）には、日本のカスミ網密猟問題の解決を求める手紙が国際鳥類保護会議（ICBP）から環境庁に送られるなど国際問題化し、一九九〇年にニュージーランドで開催された国際鳥類保護会議世界大会では、日本国政府に対してカスミ網の一般販売禁止や輸出の規制を求める決議が採択されるに到ったのである。

カスミ網密猟の問題点

銃猟の場合であれば、狩猟者は目的となる獲物を確認してから引金を引くことが原則でありまた、可能である。しかしカスミ猟は、山中に網を張り置きにするため、狙った獲物ではない野鳥、たとえばシジュウカラなどのカラ類やツミなどの小型の猛禽類、アオゲラなどのキツツキ類といった山野に生息するあらゆる野鳥が無差別に捕獲されてしまう。場合によつてはコウモリ類などもかかってしまうこともある。このような捕獲の目的でない野鳥がかかってしまうこともある。このような捕獲の目的ではない野鳥がかかった場合、密猟者はほとんどその場で野鳥の首を折って殺し、捨ててしまうのである。このようにカスミ網は全く無差別な野鳥の捕殺を招く猟具であり、野鳥の生息状況への影響が大きい。

また中部地方では、渡りのシーズンに野鳥が群れで通過する尾根筋などでカスミ網が掛けられる。そのため野鳥を群ごと捕獲することができる。全国各地で行われている愛玩用の野鳥を捕るカスミ網密猟でも、密猟者一人が何枚もの



網を同時に掛けることができるため、多数の野鳥を捕獲できる。

このようにカスミ網は野鳥を無差別かつ大量に捕獲する猟具であるため生態系への影響がきわめて大きいのであった。

日本野鳥の会の取り組み

一九四七年にカスミ網の使用が禁止されたのちも、日本甲種猟友連合会を中心にカスミ網の猟具としての復活運動やツグミ類などの狩猟鳥への編入の動きが相次ぎ、日本野鳥の会や日本鳥類保護連盟などの野鳥保護団体は協力



してこうした動きに反対してきた。しかし猟具としての使用が禁止されたカスミ網も製造や販売が自由であったために、その後もカスミ網を使用した密猟を根絶させることはできなかつた。また、昔は絹糸を使った網であったために破れやすかつたが、ナイロン製の網を使うために丈夫で長期間使用できるようになっていた。

このようなカスミ網による野鳥の密猟を根絶するため、日本野鳥の会の会員などボランティアで活動する人々が密猟の監視を続けているが、一九八九年十二月には監視ボランティアが密猟者の仕掛けた罠で負傷させられる事件も起こった。





また、日本野鳥の会などの保護団体は、密猟監視のための活動だけではなく、カスミ網の違法性を訴えるチラシやポスターを使った広報活動を行うなど、密猟根絶のための普及活動も行ってきた。

一方行政機関に対しても普及教育や取締りの強化、法制度の改善を要望するなど、ある時は独自に、またある時は行政機関などと協力しながら、カスミ網密猟をなくすために様々な活動を行ってきた。

カスミ網密猟問題解決のための課題

カスミ網の使用が禁止されているだけでは、現場を摘発しない限り密猟者を取り締まることができない。ところが、カスミ網密猟現場は人里離れた山中であるため、常時パトロールするのは困難であるし、密猟の情報を得ても、山中で密猟者を逮捕するのは極めて困難なことであった。そのため、カスミ網密猟を効果的に抑止するためにはカスミ網の販売を禁止し、また、カスミ網を所持しているだけで摘発できるようにする必要があった。さらに、カスミ網を製造

あるいは販売した者の責任を追求できるようにしなければ、カスミ網密猟の根絶には到らないと考えられた。したがって、カスミ網の製造・販売と所持の規制はこの問題の解決には不可欠の要素であった。そのため日本野鳥の会では、カスミ網の一般販売禁止を求めるキャンペーンに取り組み、三十年を越える年月を必要とはしたがカスミ網の製造、販売、所持の禁止を一九九一年に勝ち取った。

環境犯罪

長い闘いの中でいくつか裁判となった。名古屋高裁の判決で懲役四カ月の実刑が出た事例では密猟者の被告が不服で最高裁に上告した。しかし、最高裁は「たった十羽の野鳥であるが、環境犯罪であることを重視し、懲役刑が相当である」として二〇〇〇年に懲役四ヶ月の判決が出て確定した。たかが、野鳥と思われるだけで密猟問題は、環境問題が社会の大きなテーマになると共に環境犯罪と捉えられるようになった。こうした裁判の流れには元検事の小柳泰治さん





の功績が大きい。

最後に、こうした直接的な密猟対策とは別に、密猟を生み出す「需要」を作り出さないことも重要である。「野鳥を捕らない、食べない、飼わない、買わない」という普及教育活動を粘り強く行い、野鳥保護や自然保護に対する一般の理解を一層深めるための努力も続けていかなければならない。

2

密猟Gメン日記

大畑孝二





私のふるさとには密猟のメッカ

私のふるさと岐阜県東濃地方は、カスミ網猟のメッカだった。高校一年生の時、本会岐阜県支部創設者の丹羽宏さんの勧めで日本野鳥の会に入った。そして、カスミ網による密猟が横行し、その撲滅に多くの岐阜県支部の人たちが取り組んでいることを知った。ついてまわりではあったが、密猟現場に行くこともたびたびでその実態はひどいものだった。密猟を根絶するには現場での対応はイタチごっこであり、網の製造・販売の禁止以外にないというのが現場の意見で私も強くそう思っていた。

私はまだ学生だったが、運転免許を取って間もないころ夜の東名高速道路を飛ばし、丹羽先生をはじめ岐阜県支部の役員の方々と霞が関の通産省に向かった。当時事務局長だった市田さんも同席下さり現状を訴えた。通産省の役人は、「使ってはいけないカスミ網が売られているはずはない」「漁網との関係で製造の規制はできない」などと全く埒があかなかつた。七時間もかけて出向いたが厳しい現実を目のあたりにしたできごとだった。

私は、野鳥保護を仕事といたく、日本野鳥の会の職員試験を受けた。岐阜県支部としてはカスミ網密猟撲滅のために現地のことが分かっている私を本部に送り込もうということになったと後日聞いた。

日本野鳥の会に就職

一九八二年四月より日本野鳥の会に入局し、総務の仕事をしつつ「カスミ網による密猟地帯地図」を作成し、毎年約四〇〇万羽の野鳥たちが密猟され食用にされていると推定値を発表した。この年より本部職員が派遣され、現地調査が行われることになった。一九八五年からカスミ網密猟対策本部が関係六支部参加の元、立ち上げられた。私は約一か月間、現地に滞在し活動することになった。

このことが密猟Gメンとして朝日新聞に大きく取り上げられた。一九八五年一〇月二十三日に岐阜県の実家に電話をしたところ、「暴力団風の人が隣近所に来て私が来ているか、家族構成はどうかなど色々聞いていった」「夜には実





家に電話が入り、私がいつから来るか聞いてきた」とのこと。親もすっかり心配になり、カスミ網の運動はもうやめて欲しいと本音を聞くことになった。私は、入局した一九八二年は東京の事務所勤務だったが、翌一九八三年四月から北海道苫小牧市にあるウトナイ湖サンクチュアリに異動となっていた。

密猟Gメン日記

一九八三年一〇月二十四日、九時五十五分千歳空港発全日空に乗り、名古屋空港に十一時三十五分に着いた。名古屋市内の本屋に立ち寄り国土地理院発行の現地の地図を購入後、土岐県事務所の各務氏に挨拶と情報収集のため訪ねた。昨日、多治見県警が今シーズン初めてヘリコプターを飛ばし、瑞浪市内で一件検挙をしたとのこと。密猟は奥山に移動し四十代の若い人も始めているらしい。土岐事務所管内では一九八三年は、二割が暴力団、八割が一般人だったが、一九八四年は、四割がヤクザ、六割が一般人。山間部になる恵那方面では二割がヤクザ、八割が一般人という感じとのこと。

夜七時半から一〇時半まで岐阜県支部の工藤和彦さんが私の実家に来て打合せをした。今日のまとめや明日以降の準備のため深夜二時の就寝となった。

二十五日（金・晴れ）は、東京からフジテレビの取材があった。小牧空港に行き一緒にヘリコプターに十三時二十五分に乗り、十五時に戻ってきた。当初、福井県境まで行く予定だったが、悪天候と時間がなくなったため東濃地方のみ見回った。瑞浪市稲津町で約五十反と二十反の密猟現場、網道のみ三カ所。恵那市約五十反の現場と二か所の網道、笠置山周辺では九カ所の現場が見つかった。

局の人と一緒に瑞浪の「やよい」という飲み屋で夕食をとった。そこでは、おばさんが、ツグミ、アカハラ、マミチャジナイ二十羽ぐらいとアトリクラス（羽がむしられて種名は分からず）三十羽ほどの羽をむしっていた。最初店に入った際に、焼き鳥はないかと尋ねたら、市立病院向かいの「おかめ」で出しているとのことだったが、このあたりの居酒屋ならどこでも出している様子だった。福井の林さんと電話で話し、今日は福井県でもヘリを飛ばし、雲のため岐阜





県境の油坂は行かなかったが、栃ノ木峠の滋賀県側に二十反ほどの現場を確認したとのこと。この日は、二十三時まで知人宅に情報収集に走った。

二十六日（土・曇り）午前五時から鳥屋場の調査を兼ねてフジテレビを恵那方面、瑞浪市笹平牧場などに案内する。

今晚から明日の現地調査のため中津川市の保古の湖にある根ノ上山荘に全国から人が集まる。私は、二時三十分恵那駅着の川崎唯男常務理事を迎えに行きながら、駅にカスミ網密猟防止ポスターを張っていたかどうかようお願いをした。栃木県からも中山氏、遠藤氏が参加した。夜のミーティングは、岐阜県支部のメンバー中心に進めてくださった。大広間では夜中の三時まで熱く語り合った。

二十七日（日・晴れ）は、六時起床。六時三十分、マスコミ含め五班に分かれて、各現場に出発。マスコミ等による事前宣伝もあり、密猟現場は一か所のみの確認だった。しかし、昨日までやっていたであろう場所は何か所も見つかった。午後からは有志で恵那市中野方方面を調べ、二か所の大きな鳥屋場を発見。

初めて見る参加者には大きな衝撃を与えたようだ。

二十八日（月・晴れ）は、川崎常務理事らと愛知県農地林務部自然保護課、岐阜県林務部自然保護課、岐阜県警察本部防犯課に情報収集を兼ねて挨拶に伺った。愛知県では木暮課長らと面談した。二十一日に県警がヘリを飛ばした。県警とは密に連絡を取り対応している。豊田市で二か所検挙した。瀬戸地区では小鳥店にカスミ網の販売自粛をお願いし、半分ぐらいに減った。豊田では、もう一カ所手入れをしているところがあり、勝手に入らないように伝えて欲しいと頼まれる。現在の密猟状況は、猿投山で二〜三件、藤岡・小原で一〜二件、瀬戸で一件ぐらいではないかとのこと（※この認識は非常に甘い）。愛知県警にその足で挨拶に伺いたいと電話したところ、県とは密に連絡を取っているで、結構ですと言われた。

午後には、岐阜県自然保護課の古家自然保護課長らと会ったが、相手からはほとんど話が出てこず、チラシを県予算で作成し土岐県事務所管内に配布したとのこと。





岐阜県警察本部田上防犯部生活保安課長らと会う。今までに四回へりを飛ばし、もっと飛ばしたいが県には一台しかなく、他の部署でも使うので難しい。正直な話し密猟以外に多くの仕事がありなかなか大変との話が出る。川崎常務を十五時三十分に新幹線の岐阜羽島駅まで送る。

夕方十八時に瑞浪市に帰ってきてからは、焼き鳥店調査を行う。「ひさご」というお店では、「今はまだ取り締まりが厳しく、十一月になったら入荷する」とのこと。

二十時から打合せ。塚本右源治さんから、「大畑が一步も外に出られないように組員を監視にやらせることもできるし、大畑が乗っている車をぶつけて一か月ぐらい動けないようにしてやる」と脅しが入ったとのこと。富田さんから電話で、一般の人から電話が入り、「どうして野鳥の会が取り締まりをやるのか」とクレームが入ったとのこと。マスコミの取り上げ方として、「なぜカスミ網がいけないのか」「なぜツグミを保護しなければならないのか」をちゃんと伝えないと地域に野鳥の会の活動の趣旨が伝わらないと感じる。NHK岐阜630という番組でカスミ網問題が放映された。

二九日（火・曇り時々雨）は、恵那市中野方面に現地調査と焼き鳥店調査を行った。鳥屋師はいなかったが、カラ類他が多数かかっていた。

土岐市下石町の料理店「鳥竹」に調査に行く。主人曰く「カスミ網猟は大変手間のかかる猟法で、暴力団は分らないが、お金はほとんど儲かっていないと思う」「カスミ網猟を伝統猟法として保存してほしい」「長い歴史の中での食生活に対して頭からの否定はおかしい」「あと一〇年もしたらツグミを食べる人がいなくなり、カスミ網猟もなくなるだろう」「一シーズン二十反の鳥





屋場でツグミがせいぜい三百羽取れるぐらいだろう。当店も一シーズン三百羽程しか売れない」「小鳥は炊き込みご飯がおいしい」など。

同行した漫画家の岩本久則さんは、「まずは、暴力団を排除すること。その上で、今の鳥屋場の数は多すぎるが、鳥屋師は集まって自主管理し伝統猟法として残していけないものだろうか。地域の食文化は大切にしていきたい」との感想を述べていた。

三十日（水・雨のち曇り）、朝六時に起床するが、雨のため鳥屋場調査は中止する。午前中は事務仕事をし、午後は、瑞浪駅、釜戸駅、武並駅にカスミ網密猟防止のポスターの掲示を依頼して回る。その後、恵那警察署に行き、中野方の鳥屋場二か所の情報提供をし検挙をお願いした。担当の方は、丁寧熱心に対応して下さったが、上司が出てきて、「野鳥の会には何の権利もないから、網を破いたり竹を折ったりしたら私たちはあなた達を逮捕しなくてはならない」と言った。

瑞浪市街の飲食店「やよい」で調査をする。以前、フジテレビの人と来たと

きは、焼き鳥はないと言っていたが、「今日は、何か変わったものはないか」と言ったら、むこうから「鳥」があると言ってきた。色々聞いたところ、ここは、駄知町の暴力団、極東連合の「じょうちゃん」という人から仕入れているとのこと。焼き鳥は、ウズラではないかとクレームをつけると店のおばさんが、羽をむしったばかりの鳥の入った箱を持って来て見せてくれた。ツグミクラスが一〇羽程、アトリクラスが、四十羽ほど入っていた。恵那方面は、信州連合、土岐・多治見方面は、瀬戸一家の暴力団が入っているとのことだった。

三十一日（木・晴れ）は、午前は瑞浪市釜戸町青葉台での鳥屋場調査。午後には、土岐市駅のポスター貼りと多治見市北小木の鳥屋場調査をした。最高気温が二十五度ぐらいあり渡りが遅れている模様。飲食店調査で、多治見、土岐市の店を回る。土岐市の「一休」という店ではツグミを出しているとのこと。「今日は大きいのが二羽、明日以降もつと入ると思う」とのこと。

恵那警察署が恵那市三郷で四十四反、百二十二羽の鳥がかかっていた現場を検挙したとの情報が入る。



塚本右源治さんより、「多治見の射撃場から五斗時に抜ける林道沿いに三カ所あり、東鉄タクシーが鳥屋場のお客を乗せている。看板も出ている」とのこと。調査のまとめなどを済ませ午前一時就寝。

十一月一日（金・雨のち曇り）は、雨のため早朝からの鳥屋場調査はやめ、事務処理後一〇時から現地に出る。多治見市五斗時や土岐市泉北団地北側を回るが網の張つてある現場は、見つけられず。多治見市の理髪店「フジ」で餌を飼っているとの情報で調査に行く。外からは一〇羽ほど確認できた。岐阜県支部の富田増男氏宅に伺い、餌飼育者として「鬼岩のさが税理士、笠原の人」を教えていただく。夕方、瑞浪市稲津町の笹平の牧場に行くと鳥屋から暴力団の人が出てきたので車で通り過ぎた。

二日（土・晴れ）は、午前六時三十分〜午後四時三十分まで多治見市、土岐市、瑞浪市の鳥屋場調査に出かけた。記録写真用に鳥屋場の全景が見える場所がないかと笹平牧場向かいの小里城跡の山に登るが、見ることはできなかった。

愛知県小原村に抜ける岐阜県側の湯屋林道を調べた。密猟者が網場の整備をしていたが、私が先に気づいたので引き返し県事務所と連絡した。土岐市鶴里町、三国山、土岐市射撃場を調べるが見つからなかった。夜七時から岐阜県支部の大塚之稔氏、福井強志氏、林貴志氏、工藤氏、写真家のH氏と明日の調査の打合せを午後11時30分まで行う。遠方の大塚氏、林氏、福井氏は我が家に泊まっていた。

三日（日：晴れ）は、恵那市中野方、蛭川方面に早朝6時から調査に出かけた。CBC（中部日本放送）のヘリコプターでの取材の際に確認した笠置山山麓の鳥屋場に一時間以上かけ登る。二か所の鳥屋場発見した。笠置山は、多くがスギ、ヒノキの植林地であるが、一部残る広葉樹林のところには、ほとんど鳥屋場があるという感じだった。赤壁の立派な小屋と木製の滑車の古いものがあった。恵那方面は、山が深く樹高が高いので滑車を使って、カスミ網を高いところまで引き上げている。木製の滑車は初めて見た。ぱらぱらとツグミが渡っていたがピークにはまだ早いようだった。夜、丹羽宏さん宅にお邪魔し、Hさん





が丹羽さんの顔を撮影した。二十二時三十分には失礼してきた。自宅に帰ると国民宿舎恵那山荘のビラが新聞の折り込みに入っていて、その中に「焼き鳥」の文言があった。この地方で焼き鳥とは、野生のツグミなどのことである。

四日（月…晴れ）は、福井県庁の林武雄氏らとの合同鳥屋場調査を行った。午前六時に自宅を出発し、福井県と滋賀県境の栃ノ木峠で林氏と合流。若干の説明を受けた後、早速山に登る。途中、運び屋とすれ違う。相手は、風呂敷一杯に荷物を背負い降りてきた。林氏が「マイクロウエーブはどこですか」と尋ねただけで大変緊張し顔が引きつっていた。登山口に車はなく、国道からどのように運ぶか不明だ。鳥屋場に着くとテントの中から二人の人の声が聞こえる。見つからないように引き返し、県外の場所なので日本野鳥の会本部を通して滋賀県警に連絡することにした。滋賀県での現場確認は、初めてである。夏に林氏が来たときは、登り口に愛知県ナンバーの車があり、持ち主は調べてあるとのこと。この鳥屋場にはブナの天然林があり、ツキノワグマの糞もあった。かなりの山奥と言った場所だ。福井県では、今シーズン二回ヘリコプターを飛ば

し、あともう一回予定しているとのこと。十五カ所ほど鳥屋場を確認しているとのことだが、岐阜県にはいったい何カ所あるのか見当もつかないが、福井県はよく調べ上げ、かつ根絶までもう少しという感じがする。

福井を十七時に出発し、岐阜県郡上市の蛭ヶ野高原にある日本野鳥の会岐阜県支部奥美濃のブロックのホオアカ山荘に二十一時に到着した。明日一緒に調査をする村井敏郎支部長と十一時までで打合せし就寝する。

五日（火・曇り）は、岐阜県郡上市の鳥屋場調査を行った。早朝五時三十分にはホオアカ山荘を村井氏らと出発した。鳥屋場には、二人いた。一人は多治見市で理容院をしている今井と言い、もう一人は地元郡上の人間だった。土地は町会議員のもので三万円で借りているとのこと。東濃地方は、鳥が少なくなつたこと、取り締まりが厳しくなつたことで九年前から行っている。以前、愛知県小原村で一度検挙されたことがある。一〇日間でツグミクラスを五千羽捕る。運び屋に一羽七〇〇円で渡し、瑞浪市の温泉地鬼岩の料理屋に卸している。一シーズン平均五百万円程儲けているとのこと。アカハラのことを「マメ」、シ





ロハラを「シナイ」と言う。曇った日は、鳥が一日中掛かるが、天気の良い日は、早朝はよくかかるが、それ以後はあまり捕れない。十五羽の囀のうち二羽は名鳥で、金に困ったら百万ぐらいなら売るかもしれないが、五十〜六十万円では絶対売らない。カスミ網は愛知県弥富町の漁網会社から原反（一〇〇m）を購入して自分で加工して作っている。岐阜県付知町や加子母村では電気を引いて大規模に鳥屋をやっている。「十一月十七日には名古屋からお客さんが来る」との話だった。山から下りてくると十五時だった。

六日（水・雨）は、雨が強いために早朝の鳥屋場調査は中止にし、長野県カスミ網対策会議に出席した。日本野鳥の会木曾支部の山口氏、長野県治山課、長野県警察本部防犯部保安課、下伊那地方事務所、木曾地方事務所、南安曇地方事務所の参加があった。熱心な意見はほとんど出ない。県庁の担当者は四月に異動してきた人で密猟問題への認識が無く、会議の開催時期も遅く、県として何か行わないとメンツが立たないといった様子で急遽会議が持たれた様子だった。過去、ヘリの調査で大規模な物を十か所ほど見つけているとのこと

だったが、今シーズンはヘリが整備に入ってしまった飛んでないとのこと。私は岐阜県での調査結果や日本野鳥の会本部の取組み等について報告をした。会議は十三時から始まり十五時に終了した。会議終了後山口さんと一時間ほど情報交換をした。

村井氏から情報が入り二十時から二十二時まで恵那市東野の神保修身し宅にお邪魔する。谷口建設（恵那市笠置町）の従業員をしていたが、昨年、仕事として福井県今庄町に出張した。建設作業とは偽りで鳥屋場での作業をさせられた。仕事として密猟をしたがよくないのではないかと谷口に言う。鳥屋場での日当などの賃金六十万円程を支払わないと言いつ出した。労働基準監督署にも訴えたが埒があかなく、お金はあきらめるが、鳥屋場を教えるので捕まえて欲しいと村井氏に垂れこんだとのこと。谷口の父（福井県今庄町在住）も加わっており、十カ所ほどの鳥屋場を持ち、一カ所十万円程で貸し出し、自分は運び屋としての卸し業と警察の動きをトランシーバーで流しているとのこと。後日、福井県の林氏に情報を提供した。谷口の父は、今庄警察署長をしていたと周りにうそぶいていたそうだが、林氏の調べで嘘であることが分かった。





カスミ網は 法律で禁じられています。

—まだ人間らしさを失っていないあなたへ—



あなたの良心も許してはいないはずです。

●カスミ網の犠牲になる鳥たち●



カシラガキ

アキハク

ハクシロキ

メジロ

ツグミ

シシウカク

ツミ

アサリ

カスミ網は買わない、使わない、作らない。

環境庁・(財)日本野鳥の会

七日（木…少雨のち曇り）は、七時から鳥屋場調査で瑞浪市大湫町で五反、四三羽の現場を発見し県事務所連絡をした。また、多治見市北小木では密猟者と思われる車とすれ違った。

岐阜県支部の林君より岐阜県加茂郡川辺町中川辺にある「川喜」と言う食堂で以前「ツグミ800円」と言うメニューが書いてあったとこのことで行って見たが、メニューに記載はなく店の人は焼き鳥は出していません、とのことだった。多治見市の「三浦屋」と言う小鳥店で調査をする。カスミ網が販売され、ヤマガラ一、コガラ一、ヒガラ一、マヒワ一、ウグイス一、オオルリ一、メジロ一も売られていた。ほとんどが密猟されたものだろうと思われる。十六時から一時間ほど県事務所により今まで知りえた現場の情報提供をしてきた。土岐市下石町の「鳥竹」という店で焼き鳥を出していると名前入りでニュースを流したためモニターから県事務所連絡が入り、事情聴取に行くことにしたとのこと。

八日（金…晴れ）は、早朝三時に出発し、以前福井県の林氏と現地確認した栃ノ木峠の滋賀県警の取締に同行した。五時に滋賀県木之本署に到着し、六時





まで段取りについて打合せをした。現場に入るとカスミ網二十三反が張っており、十羽ほど掛かっていたが、ここ数日はやってない様子で、密猟者もいなかった。密猟者がいなかったことで警察を動員した割に検挙できず、警察の反応が心配だったが、少なくとも表面的には気にしていない様子で、現場は初めて見た人ばかりで勉強になったと言ってくれた。航空写真で現場が見つけられることやカスミ網関係の資料を渡し、今後の取り締まりをお願いした。有線放送を通しての広報もできるし、カスミ網を見つけたら破いてしまうようにPRしますと言って下さった。木之本署の今回の対応は本当にありがたものだった。滋賀県自然保護課、長浜県事務所からの参加もあった。朝食と昼食もいただいた。今回の件を福井県の林氏に報告した。夜二十時から二十三時まで岐阜県支部の工藤さんが自宅に来てくれて明日、明後日の岐阜県支部主催の現地調査の打合せをした。

九日（土・晴れ）は、岐阜県支部の塚本右源治氏の案内で瑞浪市稲津町笹平と日吉町を調査した。日吉町では二反一カ所を確認した。夕方から土岐市青年

の家に移動し、夜は参加者による学習兼打合せを行った。岐阜県支部の各ブロックの代表者、長良川河口堰問題に取り組む市民の会の方など二十八名の参加があった。初めての参加者も六、七名いた。野鳥の会本部から飯塚利一氏、田端氏がきた。私からはスライドも使ってカスミ網密猟の経緯や今回の調査の意義などを話した。夜遅くまで交流を兼ねて議論は続いた。

十日（日…雨のち曇り）は、六時三十分青年の家を出発した。三班に分かれ恵那市笠置町、飯地町、恵那郡白川村切井に向かった。

笠置町は、初めて調査を行った。航空写真で確認した場所に行ったところ、小屋の中に二人いた。密猟者は逃げることも無く、「よく来た」とお茶を出してくれた。「鳥を捕ることは悪いことや。もう止めるで警察には言わないでほしい」と言う。笠置では他はもうやっていないとのこと。密猟者の一人は六十歳前後でもう一人は三十歳前後に見えた。若い方は、客だったかもしれない。飯地は、十月二十七日にも調査をしたところであるが、網を張った形跡はなかった。





十一時に解散後、有志で岐阜県八百津町潮見地区の調査に向かった。この地区も初めて入った。人家のすぐそばに十反前後の鳥屋場があった。家には竹竿が多数あり、家の中にはカスミ網、さしこがあった。家の方に止めて欲しいと話したが「私たちは知らない」としらを切られた。田んぼの周りにも四反、ヒノキの植林地にも張ってあった。

富田さんから電話があり、多治見市根本の田んぼ二反張ってあり、支部の松本裕二氏が密猟者と出会ったので外してもらったとのこと。村井支部長からも電話があり、白川町黒川地区で一九反、四十二羽を確認し警察に行ったとのこと。夜は、明日の記者会見の準備と今後の対策について本部スタッフの飯塚氏、田端氏含め工藤氏、林氏と協議する。工藤氏から寿司の差し入れをいただく。

十一日（月・晴れ）は、本部飯塚氏らと岐阜県庁自然保護課、県警に調査の報告に行き、合わせて県庁内の県政記者クラブにて調査結果の記者発表を行った。自然保護課長は不在だった。課としては付知町の二ツ森に調査に行ってきたとのこと。県警に対しては報告とともに取り締まりの強化をお願いした。

十一時から記者会見を行った。岐阜県支部作成資料、野鳥誌九月号、白黒の密猟現場のプリント写真を配布資料とした。

午後から愛知県自然保護課に伺った。県で調べたカスミ網の販売状況資料のコピーをお願いしたが断られた。環境庁が作ったポスターは、来年用にとつてあり、今年は県で作ったものを配布した。警察が目をつけていた現場に行つたところ、日本野鳥の会作成の密猟防止ビラが貼つてあり、猟はしていなかった。警察が見張つているところは、犯人検挙を目指しており立ち入らないでほしいとのこと。県庁を後にしてカスミ網の製造販売関係調査で愛知県海部郡蟹江町にある「小坂井商店」に行く。「原糸を買つてきて網を編み、原反のまま或いはカスミ網にして直接販売か販売店に卸している。原反は一反五百尺単位で売っている。網の種類は、六分（小鳥用）、七分（ツグミ用）、すんめ（ツグミ用）と三つある」「六分の物は、防鳥用として公に製造し海外にも輸出している」「七分、寸目は、ツグミ等禁鳥を捕ることになるので、漁網組合では作つてはいけないことになっている。ただし、組合に入っていないもの、或いは裏でこっそり作っているものは多い」「恵那方面の人は皆、七分を買つていく。瀬戸市・





多治見市・土岐市の人は、寸目を買っていく」「三間三棚のカスミ網は、小鳥点では八百〜千二百円するが六百円で卸してよいので商売をやらないかと勧められた」「寸目より七分の方が網が強い」「名古屋市の野田せいこう(株)というロープ店では年間1千枚ほど買っていく。木材関係など様々な業種の人が副業として売っている。瑞浪市釜戸町の小栗氏は自宅で原反からカスミ網を作っている。現反はそのまま漁網としても使っている。漁網として使っているものを黒く染めて棚糸をつけた物がカスミ網である。三重県がカスミ網製造の本場である。資料として現物を買って店を後にする。

寸目 原反一反(五百尺) 三棚 六二〇〇円

六棚一二四〇〇円

※棚は、三棚、四棚、五棚、六棚とある。

十二日(火:晴れのち曇り)は現地滞在最終日。恵那警察署、土岐県事務所、恵那県事務所、可児県事務所へ密猟現場の通報とあいさつに回る。関係者のへお礼の電話をし最後とする。

3

「カスミ網対策会議」から 「密猟対策連絡会」へ

中村桂子





一九九二年（平成四年）

密対連 発足

八月、京都の御室仁和寺において日本野鳥の会による「カスミ網対策会議」が催された。

かすみ網の捕獲目的の所持、使用、販売禁止、という法改正を成し遂げた対策会議は、事実上解散となり、組織はそのまま移行、全国野鳥密猟対策連絡会⇨通称「密対連」が誕生した。

日本野鳥の会の岐阜県支部、愛知県支部、徳島県支部、群馬県支部と東京支部、そして京都支都が幹事支部となり（現在は佐賀県支部も）、底辺を広げる形をとるべく個人会員も募ることにした。

（公財）日本野鳥の会自然保護室も実行委員として加わり、中央での重要な役割を担っていたことになった。当時の密対連代表は日本野鳥の会京都支部の支部長である八木昭氏、そして事務局を中村桂子（現在に至る）が担当した。

【活動目標】

- 一、野鳥の輸入は即時、原則として禁止する。
- 二、現行法に基づく野鳥の密猟取り締まりを強化する。
- 三、現在許可されている野鳥（メジロ・ホオジロ・ウソ・マヒワ）の愛玩飼養を廃止する。

環境庁は無論、地元の警察や鳥獣行政を招いて年に一度全国大会を開催し、会議の内容は関係機関も含めて一同が共有、官民一体となつて密猟をなくするための作戦を練ることにした。事務局ではかねてより、密猟対策は関係機関のみを頼るのではなく、どちらかといえばNGOが先頭に立つて実施すべき問題で、市民の協力なしで解決の道はないと考えていた。何せ野鳥については私たちが専門なのだから…。そのあと関係機関に協力を要請すべきではないだろうか。

全国大会は京都府を皮切りに徳島県、愛知県、大分県、栃木県、広島県、千葉県、兵庫県、鳥取県、岐阜県、東京都、佐賀県、三重県、茨城県、群馬県、和歌山県、宮城県、熊本県、愛媛県、大阪府（最終）が実施、それぞれ





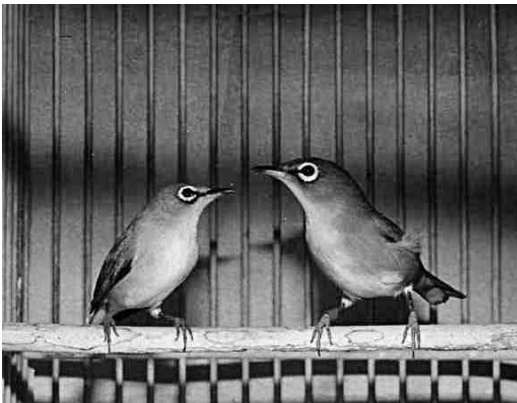
各支部が主管となり、全国各地で開催された。その都度、熱のこもった議論が重ねられ、発足当初に掲げた三つの目標に向けて進めていった。

一九九三年

・ 第1回シンポジウムは徳島県支部が主管、W W F 香港からメルビル氏を講師に招いた。

おりしも阿波踊りの時期と重なり、会場に突然阿波踊りがなだれ込むなどのサプライズも交え、会場は沸いた。

会議では、輸入証明書を隠れ蓑につかって、メジロを密猟するという実態が明らかになり、野鳥の輸入禁止を望む声が大きく広がった。



右、日本のメジロと左、中国のヒメメジロ (撮影:遠藤公男氏)

一九九四年

・フロリダ州でCITES会議（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約会議）が開催され、密対連からオブザーバー参加（白井氏）。野鳥の輸出入に関する情報収集に努めた。そして、愛知県で第二回野鳥密猟問題シンポジウムを開催するに至った。

その頃、日本野鳥の会京都支部では・

・（公財）日本野鳥の会は、全国に約九十近い支部を持ち、それぞれ特徴ある活動が実施されていた。ここで密対連事務局を担っている京都支部の活動を少し紹介させていただこう。

中部六県を主体として行われていた食を目的としたカスミ網密猟だが、関西ではそうではなく、どちらかと言えばカスミ網密猟は皆無に等しく、密猟といえば「とりもち」「落とし籠」「テーブルコーダー」を使用していた。密





猟の目的も食を目的とした密猟から遊びを目的とする時代へと変わっていったのである。「野鳥の鳴き合わせ会」の言葉を聞くようになったのもこの頃だ。

そして密猟に係る最近の事例を手繰り寄せながら、密猟現場近くを中心に探鳥会を開催するなど（尾越、高雄、宇治、天王山方面）密猟に対する会員の意識の向上を図るよう努めた。又、保護部員は電話帳を使って、府内のペットショップを全てわり出し野鳥販売店をチェックした。そうすることによって、次第に京都の野鳥の販売状況が見えてきた。

京都市内の繁華街で堂々とオオタカを販売している店もあった。店主と話したが理解を得られる筈もなく、市民に訴えるべく事実を報道関係に提供した。電話帳から野鳥を販売する店が面白いように減っていった。

- ・ 京都なら宇治の喜撰山メジロやなァ〜と密猟者のおっちゃんが言った。私たちは宇治方面に向かって車を走らせた。まず宇治警察署に向いて事情を説明した。すると生活安全課の課長自らパトロールに加わってくれた。なんと、午前中だけで三件の密猟現場に遭遇することになったのには驚いた。
- ・ 密対連の代表が、京都支部の八木昭氏から岩本富雄氏に代わる。

一九九五年

- ・第三回野鳥密猟問題シンポジウム in 大分開催。過去三回のシンポジウムを踏まえて、密対連では環境庁、通産省、警察庁の公式陳情訪問を実施したのである。

一九九六年

鳥獣輸入証明書

- ・第四回密猟問題シンポジウム in 栃木を開催。会議では「鳥獣輸入証明書」の存在が話題になった。環境省からご出席いただいたM氏曰く「法的効力は全くありません！、只の紙切れにすぎない」と一言。鳥獣輸入証明書の存在に頭を痛めていた会員一同、胸をなでおろした。証明書で利益を上げていた連合会では、アオゲラやアカコッコ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）など、日本固有種の輸入証明書を発行するというお粗末さ。





・おりしも東京ではA新聞が「輸入証明書を悪用、外国産装う」という大きな見出しで、く国産野鳥の密売横行く、という記事を掲載した。風は追い風！、頑張るのは今だ！

日鳥連 GC 輸 証 No.0005200	有効 平成 20 年 02 月 02 日から 1 年 平成 21 年 02 月 01 日まで	日 鳥 連 証 輸 GC No.0005200 (貼 付 票)
鳥獣名 日本名 <u>マジロ</u> 英 名 <u>WHITE EYE</u>	鳥獣名 日本名 <u>マジロ</u>	鳥獣名 日本名 <u>マジロ</u>
鳥獣輸入証明書		日本鳥獣商組合連合会 マジロ
この鳥獣は裏面記載の原産地国から輸入したものであることを証明します。		
平成 20 年 01 月 22 日		
日本鳥獣商組合連合会 東京都千代田区飯田橋 3-7-14 平 102-0072 電 話 (03) 3234-7378 (代)		



一九九七年

資金源？、組長を逮捕！

・ある新聞の見出しに私たちは驚いた。「趣味、それとも資金稼ぎ？」県警の暴力団対策課は「甌島メジロ」百数十羽を違法に飼養していたY組の組長を逮捕した（甌島出身）。

結果、押収されたメジロは鹿児島県の動物園でリハビリをうけ、健康を取り戻したのち、甌島へお里帰りをしたという。

・その頃大阪では、日本野鳥の会大阪支部の保護部と鳥獣保護員が、住之江で開催されていたメジロ鳴き合わせ会の立入調査を実施した。参加者にメジロの放鳥を促し、結局全ての野鳥を放鳥させたというから驚いた。勇気ある行動にマスコミは大きく報道した。

環境庁、野鳥識別マニュアル作成！

・警察等の関係機関が積極的に捜査を始めるとなると、まず、野鳥が外国産か





それとも国内産なのかという問題にぶちあたる。環境庁では、密猟事案でターゲットにされているメジロ、そしてウグイスの「識別マニュアル」を作った。(山階鳥類研究所の茂田良光氏監修) 待つてましたとばかりに密対連では誰でもが手軽に使えることを考慮して、マニュアルのリーフ

Stop trading all subspecies of Japanese Bush Warblers!
 What's the difference Japanese Bush Warblers (*Certhia diphona cantan*) and the mainland subspecies?

ごまかせません!!
ウグイスの国籍
 輸入ウグイスと国内産ウグイスの見分け方
 (ウグイス識別マニュアル)




Save the Blue-and-white Flycatcher (*Cyanoptila cyanomelana*) from poachers!

ごまかせません!!
オオルリの国籍
 密猟されたオオルリが外国産と偽って飼養・販売されています
 (オオルリ識別マニュアル)




レット版を作成、全国の関係機関や密猟対策の協力者に配布した。特に密猟多発地域の警察官（生活安全課や地域課）の積極的な利用に期待したのである。

今も全国の関係機関は無論、バンダー諸氏のお役に立っていると確信している。（作成した種類はメジロ、ウグイス、オオルリ、ホオジロ、キビタキ、オオタカなど）

第十回CITESがジンバブエ（アフリカ）で開催！

・ワシントン条約会議がジンバブエで開催され、当会から新宅、中村の二名がオブザーバーとして参加した。テーマの中には象牙の問題があり日本で反対活動しているS弁護士（当会アドバイザー）も参加、いろいろとアドバイスをいただいた。会場では早朝から活発なロビー活動が行われ、夜には、各国の政府のお役人も交えて懇親会が開かれ私たちも参加した。各国のお役人とNGOが同じテーブルについて歓談、素晴らしい光景に思えた、と同時になぜ、この場に日本のお役人がいないのだろうか。翌朝、環境庁から会議に出





席されていたK氏に話したが、「まだ日本はその域に達していない」とひとこと。日本はまだまだなのか、と考えさせられた。象牙の輸入禁止を訴えるべく参加されたS弁護士もロビー活動では堪能な英語で積極的に意見を述べていた。

「第五回野鳥密猟問題シンポジウムin広島」開催

・会議はジンバブエの話題で盛り上がった。資金面において助成いただいた環境事業団からもシンポジウムに参加、サイテス会議の報告については「完璧だった」と会議終了後お褒めの言葉を頂き、遠路はるばる参加した甲斐があったというもの。

マレーシア産メジロ？

・その頃、日本では「原産国マレーシア」というメジロの輸入証明書が出来るようになり、実態調査に現地へ赴くことになった。何のことはなく、中国産ヒメメジロが船でマレーシアを経由し（マレーシア産と名を変え）日本に

輸入されていたというお粗末さ。

ヒメメジロはマレーシアには生息していなかったし、当時は今と違って、どこの国の野鳥でも比較的安易に輸入されていたのである。又、町を歩いていると、日本産程の上質のものではなかったがカスミ網が山積みして1個三百円程で販売されていた。又、ある時、野鳥は貧しい国民の大切な食料になっているという話を聞き考えさせられた。

・京都府警では、密猟したメジロを販売しているという小鳥店の強制捜査を実施、密対連も同行した。

ホームページにリンク「警察庁」

・密対連は、ホームページを開設、活動の様子を公開することにした。同時に会員同志の情報交換の場としてメーリング(Mailing)も立ち上げた。担当は徳島県支部のHさん、ホームページは群馬県支部の女性、Y実行委員が担当してくれることになった。

そして当会のホームページに警察庁のリンク許可を得ることができたのも





この頃だ。

一九九八年

「密猟防止対策会議」の設置

・奄美大島に「鳥類違法捕獲防止対策会議」が設置されると報道された。密猟の多い奄美大島では十四市町村関係者による対策会議が設置されたのである。その頃、鹿児島県では百二十九羽のメジロの密猟事件の公判が開かれ、検察側証人として密対連のE先生が証人台に立たれた。続いて静岡県、岐阜県、愛知県でも密猟による公判が開かれ、カスミ網密猟者に対し、名古屋高裁では「実刑判決」が下されたのである。その後も、違法捕獲・違法飼養の防止に向けて、関係機関による「密猟防止対策会議」が設置されていった。それらは群馬県（一九九五年）、栃木県（二〇〇二年）、屋久島（二〇〇三年）と続いた。活動の成果の表れと私たちは胸を躍らせた。密猟対策を進めるうえにおいて、まず、目指すべきは関係機関による「対策会議の設置」と

尊敬する警察庁のK氏が仰った言葉を思いだしていた。

とんでもない議員団連盟の企て

・ところが、私たちは喜んでばかりはいられなかった。当時〇〇党の議員二三名による農作物被害（ミカン農家）を理由にカスミ網を復活させようという話を持ち上っていた。ミカン畑がヒヨドリやメジロにやられ、防除対策にはカスミ網しかないとのこと。実際の被害はいかほどのものなのか、現場を見るべく鹿児島へ飛んだ。運よく鹿児島県の知人が車を提供してくれ、運転手もかって出てくれた。おかげで鹿児島県のミカン農家を徹底的に廻ってヒアリングを実施した。農家さん曰く「被害？、たいしたことはないよ、いつもと一緒にだよ」と言って、沢山のミカンをお土産に持たせてくれた。和歌山県、静岡県、愛媛県とそれぞれにヒヨドリ、メジロによるミカン農家の被害状況を調べた。地元の京都では、農家が実施する防除対策には何が適当かと、地元ハンターに協力を願い、カスミ網と無双網の捕獲実績を試みた。結果はかすみ網ではなく「無双網」だった。環境庁に結果を報告、申請は取り上げら





れた。

・「第六回野鳥密猟問題シンポジウム in 千葉」開催

一九九九年（平成十一年）、環境庁が、庁から省へと昇格した。

・愛玩飼養として認められるのはメジロ、ホオジロのどちらか一羽のみに限定された。

百貨店が野鳥を販売？

・日本野鳥の会と密対連は、全国の会員を対象に、野鳥販売実態調査を実施していた。結果、全国の百貨店で、捕ってはいけない、飼ってもいけないはずの国産野鳥が販売されているという事実が判明した。事務局は、東京日本橋にある日本百貨店協会を訪問した。「私たちにとって神聖とも感じている百貨店において、密猟された野鳥が堂々と販売されているという事実をご存じか？」。予想だにできなかった突然の質問に、相手の顔色が変わった。やが

て、京都だけでなく、潮が曳くように全国の百貨店から野鳥の姿が消えた。

メジロ鳴き合わせ会のこと

・ここで皆様に「メジロの鳴き合わせ会」についてお話しましょう。既に岩手県のE氏が情報の収集に努められており、全国でメジロ鳴き合わせ会に関わる会員数は約1万五千人（一〇七団体）は下らないだろうといわれている。その人たち全てが、1人で何十羽、何百羽というメジロを密猟しているといたらまったものではない。鳴き合わせ会が無くならない限り密猟はなくならないのではないだろうか、と私たちは思った。鳴き合わせ会は、北海道では全く情報はなく、東北、関東、北陸、東海、関西、中国、四国、そして本場の九州。それぞれ地域ごとに鳥種も変わり、地域性を生かした方法で実施されている。筆者は東海（名古屋市、三重県）、関西（兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県）、九州（福岡県、熊本県、鹿児島県、長崎県）の鳴き合わせ会を取材した。優勝者には賞状や盾のほかお米や電化製品などが商品として出されていたという。H県のある会場（公民館）では「暴」関係の





人が仕切っている様子で、一緒に行った男性諸氏は入室を拒否され、結局私一人が見学を許された。今でも思い出したいくないような場面に遭遇したこともあった。又、W県では国道沿いで堂々と一千羽近い数のメジロが並んで競技しており、それも和気あいあいと和やかに開催されていた。大阪府や熊本県でも公園など公の場での開催が黙認されており、私たちは疑問に感じずにはいられなかった。K県の場合など、事前に地元警察や行政に同行を願ったが、行政の人は鳴き合わせ会場に車がずら〜と並んでいる様子を見ただけでさっさと帰ってしまい、警察の人たちの姿は最後まで見ることはなかった。(日曜日だから?)。会場の隅の木にはおとりの入った籠がぶら下げてあり、メジロが鳴いていた。そうです、鳴き合わせ会場は密猟現場でもあったのです。



和歌山県の鳴き合わせ会

初の「鳴き合わせ会」立ち入り検査！

・三月、K県から「メジロ鳴き合わせ会の立ち入り検査」をやるので来てほしいと依頼があった。山階鳥類研究所のS氏も参加。関係者に説明を聞くうち、立ち入り検査とは名ばかりで、形式的に実施するだけとのこと。従ってメジロを押収したり、違法飼養を咎めたりはしないという。私は無性に腹が立った。では、鳥研のS氏や密対連は何のために呼ばれたのか？、警察は、違法性が認められたにも関わらず見逃すというのは職務怠慢ではないか？、と反論した。悶々とした夜を過ごし、翌日、鳴き合わせ会場へ行くと、公園の周りに大きな白いワンボックスカーが並んでいた。どうやらそこは急遽警察の取調室になっているようだった。鳴き合わせ会に参加していた人たちは車の中へ呼ばれ、密猟メジロは鑑定のものか押収された。「話が違う」と参加者は不満を漏らしていた。警察と行政による全国初のメジロ鳴き合わせ会の立ち入り検査とあって、三月二十五日のY新聞には会場の写真とともに大きく報道していた。夜になって鳴き合わせ会に参加した男性から「半分でもいいからメジロを返すよう警察にとりなしてほしい」と電話があったが：



密猟から野生動物を守ろう！

・五月、東京のS新聞は、警察庁が「取り締まりの強化」と謳い、そこには密猟取り締まりに関する連携団体として、全国野鳥密猟対策連絡会の名前が掲載されていた。

・「第七回密猟問題シンポジウムin神戸」開催。

『密猟110番』開設

・活動が進むにつれて、事務所にはNGOは無論、全国の関係機関等から密猟対策に係る電話相談が届くようになってきた。何とかしなければ・・・と役員一同頭を痛めた。

カスミ網は禁止？ “でも売ってるよ！” “使ってるの見たよ！” “鳥飼ってる人もいるよ！” “店頭での野鳥販売は禁止だけど”注文なら聞くよ！”と。（受注販売が横行）

これらをどこへ言えばいいのかわからない、という声が届き始めてきた。そうだ、ホームページに「密猟110番」を設けたらどうだろう。内容に

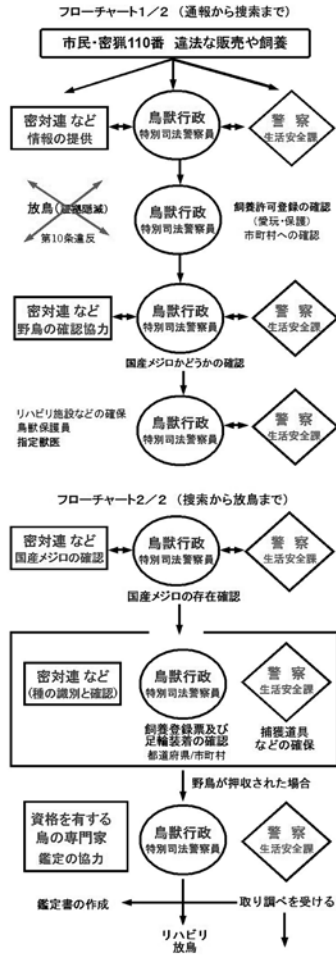
よっては、自治体の担当部署や県警の生活安全課に捜査を依頼する事も可能だ。話はトントン拍子に進んで、あつという間に密対連ホームページに『密猟110番』が登場、幸いなことに約二十年近く京都府の鳥獣保護員を担っていた事務局としては、その経験を充分に生かすことができる。「友達と一緒に山へ毎日鳥を捕りに行ってます」。家の中の壁という壁は鳥籠でいっぱい：」とご家族から届く苦情もあり、匿名を希望される場合もあった。そのような場合は密対連から地元警察に通報することになる。

「密猟対策フロー図」作成！

- ・フローチャート① 　↳ 違法行為の発見から捜査まで
 - ・フローチャート② 　↳ 捜査から放鳥・裁判に至るまで
- 市民が違法行為を発見、可能な限り現場確認、密対連及び会員が関係機関に通報、捜査が行われ、野鳥はリハビリのち放鳥に至るまで、様々な人たちの力添えが必要になる。

密対連はゆうまでもなく、獣医師やバンダー（鳥類標識調査員）など、専





専門家との協力体制が必要不可欠。フローチャートはそれらの役割を解り易くしたもので、無論、環境省や警察庁にも事前に目を通していただいた。これを見れば自分の役割、自分にできることが自ずと見えてくるはず。

二〇〇〇年

中国が七百種に及ぶ野鳥の輸出を禁止したってほんと？

・ 一月二十九日、国内の新聞が大きく報道した。

中国では、年間約十萬羽に及ぶ野鳥を日本に輸出していた。その内二、三萬羽はヒメメジロだった。輸入したヒメメジロを購入、業者から二千元で「輸入証明書」を入手する。

それを隠れ蓑にして密猟したメジロに証明書を添付し、さも合法を装って飼養し鳴き合わせ会に出展する。警察も騙され続けたこのからくりを皆さんにご理解いただけるだろうか？。ともあれ密対連と日本野鳥の会は市田孝則氏のお口添えにより輸出禁止の事実を確認すべく中国へ向かった。北京大学の学生にガイドを依頼し、中国国家林业局野生動物保護司野生動物管理处、全国鳥類標識センターの方々会い、中国から日本に輸出されたメジロの顛末について詳しく話した。中国では、ひとまず七百種の野鳥の捕獲・輸出を禁止したので、日本でも可能な限り水際で止めてほしい、日本ならできる筈



だと。丁度数週間後に、環境省が中国を訪問した。中国の担当者曰く「日本は国とNGOが同じ方向をみて物事を進めることができる、羨ましいかぎりだ」と。

事務局の移転

・密対連事務局は発足当時から京都支部が担っていた。動きがますます活発化することを想定し、事務局を独立させ事務局長を中村が担った。また、密対連の代表は日本野鳥の会の岐阜県支部長大塚氏に決った。事務局では今後の活動内容を踏まえ、国に助成金を申請するにあたり独立した事務所を持つことにした。新事務所は（京都市右京区常盤御池町）兼好法師「徒然草」でおなじみの双ヶ丘のふもとを活動の拠点とした。



二〇〇一年

押収鳥のリハビリは民間の手で：

・十一月、東京のメンバーが、福生市にNPO法人『自然環境アカデミー』を誕生させた。

自然とのふれあいを通して学びながら傷ついた野鳥の野生復帰、押収鳥のリハビリ等を目指すという。数名のバンドー他、錚々たるメンバーが揃っている。その後、続いて兵庫県（二〇〇四年）や大阪府（二〇一〇年）にも、NGOによるリハビリ施設『日本バードレスキュー協会』が誕生した。共に知恵と経験を活かした専門家が揃い、現在では関係機関にとって無くてはならない存在になっている。

北村喜宣教授の著書を紹介

・上智大学法学部教授 北村喜宣氏

『好きこそもの上手なれ？』環境NGO・全国野鳥密猟対策連絡会につ



いて、『鬼に金棒のはずだけど・・・』特別司法警察員制度について、

「産業と環境」二十九巻六号 出版オートメレビュー社

行政と警察の活動実態の研究書

- ・ 第八回 「全国野鳥密猟問題シンポジウムin鳥取」開催
- ・ 第九回 「全国野鳥密猟問題シンポジウムin岐阜」開催

二〇〇二年（平成十三年）

二十一種の野鳥

・ 環境省は国内に生息する二十一種の野鳥の輸入を制限し輸入した鳥には足環の装着を義務付けた。

オシドリ、ヒバリ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、ウグイス、キビタキ、オオルリ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカル

かすみ網の販売

・七月、密対連による小鳥店調査の結果、滋賀県内の小鳥店でカスミ網を販売している店があるとのことでF.ペットショップが地元警察の捜索を受けた。カスミ網のほか、オオルリやメジロ等の野鳥も飼養しており(販売?)、捜査の手は卸店から、製造工場まで及び、全ての関係者が逮捕された。一方、群馬県では三十年間もカスミ網で密猟していた男性(ハンター)に有罪判決を科せられた。

・第十回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin東京」開催

ナアナア処理について　く犯罪の見逃しはダメ!く

鳥獣保護法「第十条第1項についての衆議院の会議録(抄)」より抜粋。

平成十四年七月二日、衆議院環境委員会会議録　委員長・大石正光君

環境省との質疑回答　く第十条第1項について問うく

案件・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案(内閣提出第八十一号)色々な目的によって密猟された野鳥等の「解放命令」について。



◎二十四問

そのようなナアナア処理は、ケースによっては、刑法上の犯人隠匿罪、証拠隠滅罪等の犯罪を構成するのではないか。

(回答) 〳〵 犯罪を見逃す目的で、第十条第1項の命令を発することは、そもそもこの案の定めに逸脱する違法な行為であり、あつてはならないものと考ええる。

二〇〇三年(平成十五年)

法に「二十七条」が設置

・四月十六日から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と改名。カタカナからひらがなに変更、又、法律の中に新しく「二十七条」として「違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止」が設けられた。今までなら、或る小鳥店で密猟された野鳥が販売されていたも、違法捕獲の現行犯でなければ警察は捜査の対象にはできなかつたが、新たに設置された二十七条

によってそれが可能になる。その後の調べでは、第二十七条の設置によって警察の検挙数が二十倍近く跳ね上がったという。（表参照・平成一八年A新聞社調べ）

京都府警では

- ・八幡署、宇治署、九条署は同時に強制捜査を実施。違法飼養者から全ての野鳥を押収した。（事務局同行）
- ・京都府警はオークションでカスミ網を販売していたyahoo総務部に徹底抗議。売り手の山口県の男性を検挙した。

二〇〇四年（平成十六年）

怒りの導火線

- ・東京都で野鳥を販売していた小鳥店を密対連とテレビAが直撃取材「怒りの導火線・メジロ」が放映される。



- ・密対連は三重県支部の案内で密猟多発地域のパトロールを実施、テレビAスーパージャンネル『野鳥密猟者を追え!』放映。
- ・第十一回「全国野鳥密猟問題シンポジウム in 佐賀」開催。
- ・奈良県警は同時に五ヶ所の家宅捜索を実施、違法飼養メジロを百羽押収した。

二〇〇五年（平成一七年）

- ・岡山県のハス田では農作物被害の防除対策としてカスミ網を使用。密対連は徹底抗議、防除対策に、効果を見せている(株)アンテックの防鳥ネットを参考として送る。

警察官が違法飼養!

- ・バードウィークに警視庁が三名の違法飼養者を送検。その中には現職警察官がいた。

- ・茨城県霞ケ浦のハス田では、農作物被害防除対策のために防鳥ネットが張り巡らされていた。その網に毎年数百羽のカモがかかり命を落としている（ハスの新芽を食べる？）その様子を目の当たりにしたシンポジウムの参加者及び野鳥の会員など、無残な様子を見かねた人々が行動した。（事務局は地元Ｔ国会議員を巻き込んで農水省生産局の担当者・県・農協の人たちとも協議、五年先の次期助成金がおりにる際には、カモのかからない対策を講じると（防鳥網の変更など）約束した。にも関わらず、今もなおハス田では、防鳥網にカモがぶらさがっているという。「霞ケ浦の冬の風物詩」なのか。そういえば京都・伏見稲荷ではマガモが1羽八千円で販売されていたのを思い出した。
- ・第十三回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin茨城」開催。

二〇〇六年

愛知県安城市・ウグイス&ホオジロの鳴き合わせ会



・愛知県安城市では、かなり以前からウグイス、ホオジロの鳴き合わせ会が開催されていると聞いていた。でも、何故か愛知県では問題にならなかつたようだ。事務局では見かねて二〇〇六年（平成十八年）ウグイス、ホオジロの鳴き合わせ会を警視庁に告発することにした。結果、会場にいた野鳥は全て押収され、関係者は逮捕、鳴き合わせ会は解散したと聞いている。勝者には知事賞や市長賞として立派な盾や優勝旗、賞品等が準備されていたのには驚いた。野鳥の捕獲・飼養が禁止されているにもかかわらず公然とこのようなことが行われていたというから信じられない。優勝旗の古さから見ても相当昔から続けられていたように思われた。

二〇〇七年（平成十九年）

・環境省は愛玩飼養をメジロ一世帯一羽のみに限定、一足早く京都府では、愛玩飼養の廃止を決めた。

おっと危ない「立ち入り検査」

・三月、事務局はH県と某警察署の依頼でメジロの違法飼養容疑者宅（某宗教団体）の立ち入り検査にバンダーと共に同行した。ところが後日、何を思ったのか某団体さんから密対連、日本野鳥の会、兵庫県が告訴された。何が何だかわからないまま、結果として告発人は最後まで裁判に姿を見せず、終了した。あぶない、あぶない。

・山口県宇部署は違法飼養者から六百羽のメジロを押収した。規模の大きさが伺える。

・第十二回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin三重」開催

・兵庫県尼崎中央署は違法飼養者宅からメジロを押収、日本野鳥の会兵庫県支部会員S氏が私設ケージを準備、野鳥のリハビリを担ってくれた。

・奈良県警は二日間連続で違法飼養者宅の強制捜査を実施、メジロ・オオルリ・ヤマガラを押収した。内、二年連続の検挙者があり、県の担当者に愛玩飼養許可の取り消し（法二十二条）を求めたが聞き入れてもらえず：



またまたかすみ網が・

・オークションでカスミ網を出展、購入して愛知県警に告発。提供者は福井県の或る職員で所持・販売容疑で送検された。

オオバタンを売っちゃダメ！

・京都府警はオオバタン(ワシントン条約付属書1類)を販売していたDペックトショップ店主を送検、白くて立派なオオバタンが新聞報道された。店主は預かっているだけだと嘘ぶいていた。

屋久島のシマメジロが狙われている！

・密猟110番に数回の通報が届いた。屋久島の林道で白昼堂々とメジロが密猟されている。関西のメジロ鳴き合わせ会では、シマメジロは別格で高価だという。声が良くてさえずりは超1級らしい。三名の密対連実行委員が屋久島へ赴いた。まず、密猟者の家突き止めた。本人は、庭でのんびりとメジロの世話をしていた。

空港ロビーには密対連の大きなポスター（野鳥は飼うだけでも罰せられま
す！）が貼ってあった。赤いポスターは人目を引き、これを目にした入会者
もあつた。

小さな島だから、密猟の事実を住民にしらしめ、密猟防止を周知するのに
時間はかからなかった。それでも関係機関や学校を説得して回るのには疲労
困憊。教育委員会では、密猟防止チラシを全生徒の家庭に配布することを約
束してくれた。シマメジロの存在と密猟の事実と保護の必要性について説得
して廻った関係機関は次のとおり。

- 一、環境省屋久島自然保護管事務所
- 二、林野庁屋久島森林管理署
- 三、熊毛支庁屋久島事務所
- 四、鹿児島県屋久島警察署
- 五、屋久島森林環境保全センター
- 六、屋久島上屋久町役場
- 七、屋久島空港ターミナルビル株式会社



八、鹿児島県警察本部 生活安全部生活環境課

九、鹿児島県環境生活部環境保護課

十、福岡県警察本部

十一、福岡県水産林務部 緑化推進課 保護係

・（密猟防止対策のためのワークショップ）五月九日開催

主催・奄美野鳥の会

場所・鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所

参加・鹿児島県屋久島警察署生活安全刑事課

熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

屋久島空港ターミナルビル株式会社

屋久島県鳥獣保護員

屋久島町役場から数名

密対連実行委員会、木下大然氏

対策会議の設置

- ・ 環境省は『屋久島地区野鳥の違法捕獲防止対策連絡会議』の設置を決めた。
- ・ 構成…屋久島警察署、屋久島町役場、猟友会、鳥獣保護員、屋久島森林管理所、環境省屋久島自然保護官事務所、鹿児島県屋久島事務所、鹿児島県熊毛支庁、鹿児島県環境保護課。
- ・ 第十四回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin群馬」開催
- ・ 第十五回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin和歌山」開催
- ・ 密対連事務局は、多年にわたり自然環境の保全（密猟対策）に尽力したとして環境省（二〇〇七年）、京都府（二〇〇六年）、京都市（二〇〇六年）から野生生物保護功労の表彰を受けた。
- ・ 全国の自治体及びNGOを対象に環境犯罪に係る押収鳥のリハビリの有無についてアンケート調査を実施、回収率は100%。



二〇〇八年（平成二十年）

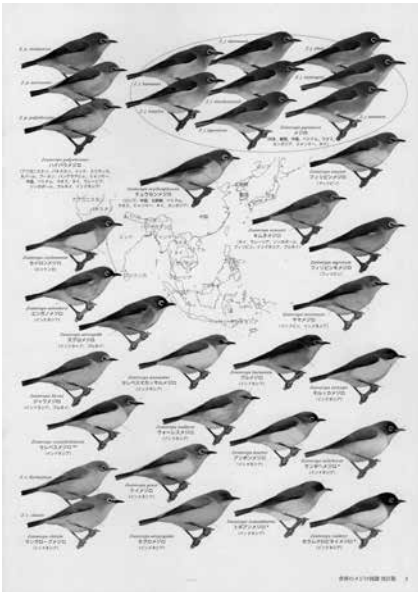
- ・大阪と熊本県で開催されたメジロの鳴き合わせ会をA放送とともに取材。スーパーモーニングで全国放送。DVDを警察庁へ持参、密猟防止に係る一層の理解と協力を要請した。

メジロ図譜完成

- ・鳴き合わせ会の取り締まりに必要なことから密対連は世界の「メジロ図譜」を作成。

監修は山階鳥類研究所の茂田良光氏、絵は京都の高田繭草画伯。

- ・第十六回「全国野鳥密猟



問題シンポジウム東北大会 in 宮城」開催。

・又、東京都の依頼で鳥獣保護員研修会の講師として警視庁とともに出席する。

二〇〇九年（平成二十一年）

カスミ網の密猟者は、なんと警察官だった！

・青森県から密猟110番通報が届いた。県では未だにカスミ網密猟が公然と行われており、野鳥の会として対策を講じるも改善がのぞめないでいるという。地方に良くありがちな話で横柄な警察官像が頭にうかんだ。雪の八戸（青森県）、京都からはかなり遠かった。事前のアポは当然にもかかわらず課長さんはお留守。ようやくお会いできた課長さんと話すも、なかなか話がかみ合わない。例え警察官であってもカスミ網の所持・使用は許される行為ではないという市民の声を無視しないほしいもの。併せて「密猟対策セミナー」を開催 八戸野鳥の会主管。シンポジウムを上回る参加者の多さに関



係者一同関心の深さに驚く。地元で頑張っているS幹事にエールを！。その後も密猟対策セミナーは各地で開催されていた。愛媛県、広島県、熊本県、大阪府など。

・第十七回「全国野鳥密猟問題シンポジウムin熊本」開催

密猟対策ネットワークの構築！　↳東京で種の識別研修会開催↳

・西日本の鳥類標識調査員で構成されている『ALULA』という組織があり、密猟対策を進める上において野鳥の種の識別鑑定にご協力いただいている。この研修会で、密猟対策ネットワークの構築を図ることで合意した。

鳥獣保護員を野鳥の会員で！

・広島県において、密猟対策に関わる鳥獣保護員は野鳥の会員から起用を、と要望した結果三名が採用され、一名は県警の元、〇〇課長とあって力強い限り！、期待しています。

二〇一〇年（平成二十二年）

『密猟事例&かんたんにわかる鳥獣保護法』完成！

・ 関係機関の方々といくら連携しても、二年に一回程度の異動がある。聞いてみると各地の警察学校において、教科書に密猟関連の項が掲載されてはいるものの、学ばぬまま卒業しているという。そのような若い警察官にメジロ、ウグイス等密猟事案を押し付け、捜査を依頼しても無理というもの。着手したこのない警察官でも事件送致ができる、そんな1冊を作る必要があるのではないかと思った。幸いなことに広島県の若い会員（堀江さん）とご友人の弁護士さんが力を貸してくれることになり、早速とりかかった。それが「密猟事例&かんたんにわかる鳥獣保護法」である。本棚のどこにあっても目立つように色は真っ赤。警察では赤本とよんでいた。B5版で五十ページの小さな冊子。殆ど事務局が関わった事例と写真のみを紹介している。若い警察官のたつての要望により全国に存在する約一五〇〇の各署に送付することにした。後日、大変重宝している、というお礼の電話をいただいた。良



かった！。

広島県の堀江さんとご友人の弁護士さん、ありがとうございました。

- ・第十八回「全国野鳥密猟問題四国大会in愛媛」を開催

二〇二一年（平成三十三年）

ハガキ作戦！

- ・愛玩飼養の廃止はあと一息！ 環境省による第十一次鳥獣保護事業計画案の策定に向けて意見書提出。

- ・愛玩飼養の廃止を求め、密対連の会員から環境省にあてた要望ハガキ提出のお願い。

国会で有志議員を対象に密猟対策のレクチャーを開催

- ・三月二十三日・鳥獣保護管理小委員会（衆議院第二議員会館）を訪問、懇談会の開催が実現した。

・参加は環境省&滋賀県の田島一成氏に力添えを依頼、対象は奈良県、愛知県、和歌山県、熊本県、長崎県の各議員。地元で開催されているメジロの鳴き合わせ会の様子をpptで紹介するとともに第十一次鳥獣保護事業計画案から密猟の根源になっている愛玩飼養の廃止を強く要望した。参加・WWFジャパン、アライブ、東京都職員、密対連から2名、司会は日本野鳥の会自然保護室。

・密対連代表が大塚之稔氏から西村公志氏(日本野鳥の会高知支部長)に代わる。

環境省が英断！愛玩目的の野鳥の捕獲は原則禁止！

・第十九回「全国野鳥密猟問題シンポジウム近畿in大阪」開催、原則付きではあるが、大会が全力投球で頑張ってきた「愛玩飼養の廃止」が実現した。発足当時に掲げた三項目の目標をひとまず達成したことから、全国が持ち回りで開催していたシンポジウム(全国大会)は大阪で最終回とすることにした。



環境省では愛玩飼養目的の野鳥の捕獲を原則として禁止にした。従って翌年の平成二十四年、四月から施行される第十一次鳥獣保護事業計画において、全国の殆どの自治体が愛玩飼養目的の野鳥の捕獲を禁止にした（和歌山県を除く）。但し、既に許可を得て飼養している個体に関しては寿命を全うするまで飼養を許可、年に一度役所に持参のうえで、更新手続きをすることと（個体確認）足輪装着を義務付けることにした。

二〇二二年

台湾で国内産メジロを販売！

・そのころ、台湾では日本産メジロが販売されているという情報があり、現地に向いてみると、それは事実で、高価な値段で販売されていた。店主に聞いたところ福岡県から持ち込まれているらしいと。そこから先のこととは教えてくれない。逆輸入を考えているのではないだろうかと推察するも、鳴き合わせ会は、ここまで周到な計画のもと、開催を目論んでいるのかと考えさせれ

た。これ以上、数が増えないことを祈りつつ…。

- ・大分県のある有名旅館では、例年メジロ鳴き合わせ会が開催されるという。電話で確認すると旅館の人は、「ええ、やりますよ！」と悪げもなく仰る。県警、行政に捜査を依頼するも、何の動きもない様子。はせ参じることもできず、悔しい。地元の人材が欲しい。

二〇一三年（平成二十五年）

更新手続きは厳正に！

- ・愛玩飼養目的捕獲禁止に伴い、全国的にもいずれ飼養数はゼロになる筈、更新数の推移が気になるところ。約九十支部を誇る日本野鳥の会の各支部に、市町村に対して厳正な更新手続きを促す要望書の送付を依頼する。地元のNGOが常に関心をもって見ているという行為が飼養者へのプレッシャーになるといのが狙い。しかし、野鳥の会自体、なかなか主旨をご理解いただけそうになかった。残念！



・愛知県警は密猟者を現行犯で検挙した。販売店経営の密猟者宅から九十羽の野鳥を押収した。警察庁によると密猟事案は年間三百件〜六百件以上あり、計二千羽以上の野鳥が押収されているという。

日刊警察

・皆さんは「日刊警察」という新聞をご存じでしょうか？。毎日発行され、全国各署に届けられる新聞のこと。二〇一三年四月十日、日刊警察に密対連が掲載された。「野鳥の密猟防止に署が感謝状を受領」という記事で奈良県五條署によるものだった。署長その他、五名の警察官と密対連事務局が一緒に写真に収まった。その新聞を見たという、昔お世話になった岡山県の警察官から電話がかかるなど懐かしい昔話に花が咲いたのはいうまでもない。

二〇一五年（平成二十七年）

・事務局は、日本野鳥の会ひょうごが主催する「野鳥講座」で密猟問題について話す。メジロ鳴き合わせ会のメツカでもある兵庫県だ、依頼を快諾する。

総裁賞を拝受

・第六十九回「全国野鳥保護の集い」において事務局中村は密猟対策に尽力したとして「総裁賞」を拝受。

愛知県警の合同捜査に協力

・二月十一日、愛知県警本部から密対連に強制捜査に係る協力の要請が届いた。本部と四署が合同で朝の七時から実施された。対象は鳴き合わせ会のメンバー宅の捜索で野鳥は殆どがメジロだった。他はオオルリ、クロツグミ、ヒバリ、ヤマガラ、アオジ、ウグイス等、計四八二羽押収。又、鳴き合わせ会の練習に使うデジタルカウンターが4器。（1器二百五十万円？）で購入



したというもの。

二〇一六年（平成二十八年）

- ・愛玩飼養目的の新規捕獲が禁止になってからというもの、一層拍車がかかり関係機関のフットワークが軽くなってきたように思う。密猟対策ネットワークの充実もあり、兵庫県、香川県、愛媛県、広島県等では、地元による確かな底力を感じている。

あこがれの上智大学で

- ・上智大学で政策法学の教授を務めておられる北村喜宣先生から連絡があり、法律を学んでいる学生を相手に環境犯罪をテーマにして密猟問題の話をすることになった。パネラーとして招かれたのは不法投棄の専門家、警察庁生活安全局、そして密対連。

終了後の懇親会でT警視長と話す。警察学校では教科書に載っているにも関

わらず「密猟問題については学習していないというが」。警視長曰く、それでは東京で学習会をやりましょう。

警察庁生活安全局が学習会

- ・ 9 / 8 「関東管区警察学校」が開催する生活経済事犯捜査専科において「鳥獣保護管理法への民間の取り組み」をテーマに事務局が話すことになった。授業が終了した後、懇親会が開催され参加した。アルコールのせいではつぺを赤く染めた警察官たちが私のテーブルを囲んで口々に言った。現場にいる僕たちこそ赤い本がほしい」と。話題が「赤い本」とあつて、事務局はご機嫌。お送りしますとも：
- ・ 愛知県自然環境課の依頼で、事務局は鳥獣保護管理員の研修会で密猟対策について話すことになった。
- ・ 茨城県で違法飼養に係る捜査を依頼するも、警察は犯罪の証拠品である押収した野鳥を現場で放鳥した（証拠隠滅容疑では？）。県が出向いた時には放鳥された後だったとか。未だにこのような嘆かわしいことが行われている。



(県警に強く抗議)

三百歳メジロの怪

A新聞記者が密対連事務所まで取材に。やがて表題の記事が二〇一六年九月十六日に掲載され、反響は大きかった。その記事を受けて福岡県議のS氏から連絡があり、まさかと思いつながらも県内を調査してみた結果、あまりのずさんさに絶句したといい、四十三歳のメジロもいたとか。違法なメジロをすべて放鳥させたと。

二〇一七年(平成二九年)

誤射？

・ある機関誌に、トモエガモ(♀)を射止めて得意げに写真に収まっている男性がいた。神奈川県警に詳細を聞いた。トモエガモはサイテス付属書Ⅱ類だから只の誤射だけでは済まされないのでは？、と知っている矢先、送検され

たという。なお捜査は続行し、結局被疑者は十一月に銃刀法違反で狩猟免許を剥奪されたらしい。被疑者だけでなく、狩猟免許の与え方に問題があるように思う。銃を所持するのだから、せめてカモの種の識別程度の知識は有していたいただきたいもの。

大阪府警が動いた！

・二〇一七年（平成二十九年）1月、密対連は大阪府警に対し、或る公民館で開催されるメジロ鳴き合わせ会の捜査を依頼した。それから五ヶ月程経ったバードウイークの初日、大阪府警が動いた。なんと、数ヶ月にわたって捜査を継続していたといい、十署、総勢八十名という署員を動員し捜査を続行していたのだという。五月十日、バードウイークの初日、A新聞の一面と三면을『国産メジロを飼育容疑』、府内十二人の自宅を捜索という記事が紙面を飾った。逮捕者十二名、メジロ、オオルリ、ウグイスなど百七十一羽を押収したという。密対連と（公財）日本野鳥の会は連名で府警本部並びに他十署（府警本部、西堺署、黒山署、泉大津署、豊中署、寝屋川署、泉署、泉佐野



署、高石署、堺署、泉南署）に対し感謝状を贈った。

二〇十八年（平成三〇年）

- ・京都伏見稻荷ではいまだに野鳥の焼き鳥が売られ、他支部の方からお叱りを受けることがある。久しぶりに行ってみると、さすがにツグミはなかったが、スズメは相変わらず売っていた。入手先を聞くとベトナムだという。鳥インフルの関係で二〇〇四年来ベトナムから野鳥の輸入はできない筈。多分、冷凍食品として輸入されているのだろう。もしくはスズメは狩猟鳥、又は有害捕獲で捕ったものをお稻荷さんにおさめていると知りあいのハンターから聞いたことがある。ともあれ、現在の法律ではどうしようもなく、需要がなくなるのを待つしかないのだろうか。
- ・三重県の食堂ではメジロがもてなしてくれた、という冗談話を友人から聞いた。信頼筋の話なので改めて現場確認をする必要はなく、即、県警本部に捜査を依頼した。結果は言うまでもない。

- ・ 山口県、愛知県、大阪府等で野鳥の違法飼養事案が届き、捜査依頼文書を送付する。

- ・ 青森県でクロツグミ等の違法飼養が発覚し、捜査が行われた。その際に被疑者が言うには、青森ではいまだに「暴」関係の人たちがオオルリの鳴き合わせ会をやっているとのこと。警察庁、県警、県の担当部署宛てオオルリの資料を送付、ご理解と協力を求める。

- ・ 福島県平田村つてとところで野鳥の違法飼養があるらしいが、遠すぎる：

二〇一九年（平成三一年 令和元年）

高価なリュウキュウメジロ

- ・ 沖縄県では、リュウキュウメジロで今も鳴き合わせ会を実施しているという。リュウキュウメジロは目の周りがより黒い個体が高値で売られているという。

- ・ アジア猛禽ネットワークと矢羽の件で話す。（矢羽には猛禽類の羽根が好ま



れるらしい)

・北海道警にあててツイッターによるスズメの虐待（違法捕獲行為）について捜査を依頼する。

・長野県警から「かすみ網&違法飼養」について問い合わせが届き、地元U氏に協力を要請する。

・ある県の行政担当者から赤いチラシの要求があつた。オオルリも含めて未だに密猟があるが警察が立件してくれるかどうか疑問だと。

・大分県警から鑑定人について相談があり、自然環境研究所の検定試験で1級の取得者ならどうだろうか。メジロ等、その他の野鳥の種の識別鑑定が可能であれば問題はないのでは、と回答する。

・或る県の釣具店では未だに「捕りこ」を抱えて野鳥の売買をしているらしいというが、証拠が掴めなくて手が出せない。継続調査を依頼する。

二〇二〇年（令和二年）

- ・ 神奈川県で、一四年間お世話になった生活安全部の T 氏が定年退職という連絡があった。頼りにしていただけに残念でたまらない。
- ・ 現場で撮る写真の肖像権について警察庁の担当者聞く。外から家の中が見える範囲内なら大丈夫。敷地内へ入って写すことはダメとのこと。
- ・ 静岡県警から「鳥獣輸入証明書」について問い合わせが届く。未だに証明書を使って警察の目をごまかせると思ってる人がいる？（日鳥連は2015年に廃業）
- ・ 石川県でオオコノハズクを違法飼養との通報（付属書Ⅱ類・国際的に保護されている鳥）
- ・ 二〇二二年から各自治体では「第十三次鳥獣保護事業計画」が策定される。来年（二〇二二年）、環境省が示す基本指針にそって、私たちも地元の事業計画について考えてみなければならぬ。



「ボク なかないよ！」 発行

・密対連は「みどりの日（二〇二〇年四月十五日） 自然環境保護活動に尽力したとして小泉環境大臣から表彰状をいただくことになった。ところがコロナウイルスのせいで表彰式典は中止、残念！。

記念誌として未だになくならない「鳴き合わせ会」の存在を危惧し、「ボク なかないよ！」の発行を決めた（2000部）。新聞報道もあり各方面から注文がくる。地元小学校では、四年生の環境学習の教科書代わりに使用したいとのこと。会員は無論、全国の警察署、行政にも配布し、「野鳥の鳴き合わせ会」の存在を広く知ってもらい、1日も早く野鳥の密猟（鳴き合わせ会）がなくなるのを願うものです。



種の識別鑑定って必要なの？

・九州のN県警、生活環境課から事務所に手紙が届いた。内容は、先日、事務局から県警に対し捜査依頼をしたのだが、立件の際、県警では野鳥に係る種の識別鑑定書を必ずしも必要とは思っていないというものだった。文中、既に鑑定書なしで複数の事案に対して判決（罰則）を科していると書いてあった。

密対連では常日頃警察から野鳥犯罪に係る協力要請を受けた場合、種の識別鑑定書の作成の有無を確認させていただいている。間違っても事件を「指導」で終わらせるなど、ナアナア的対応で捜査にあたられる事がわかれば、識別鑑定に係る協力を辞退するよう申し合わせている。なぜなら、鑑定書が必要としない場合、警察では事件を立件（送致）する意思がないと判断しているからである。そこで鑑定書の必要性について当会の考えが間違っているかないか、どちらが真実なのかを省みるため、約一年間を費やして機会あるごとに他府県の各署（警察）の意見を聞いてみた。結果は一同に野鳥犯罪を送致する際には鑑定書が必要、との回答が返ってきた。それは警察庁もし



かり。

密猟や違法飼養など違法行為が発覚し、事件が裁判に至る場合もある。そのような場合にもバンダー（鳥類標識調査員）であれば、証人席に立ち、野鳥と犯罪について科学的根拠に基づいた説明を述べることができ、種の識別鑑定書を書くことができる筈。そのためにも当会では、密猟対策ネットワークの構築を図りつつ全国のバンダー諸氏にご理解とご協力をお願いしている。

・「バンダー」（公財）山階鳥類研究所のライセンスを得た鳥類標識調査員のこと。」また、関係者から鑑定に係る費用についての問合せがあったが、鑑定を依頼するのは、警察か鳥獣行政のどちらかであるが、鑑定に対応されるのがどちらであるかどうかについて決った訳ではなく、どちらでも問題はな
いとのこと。山階鳥類研究所に依頼した場合には1件の鑑定料は最低でも五万円程度と聞いている。ちなみに京都の場合は、警察ではなく鳥獣行政が取り計らい、鑑定、リハビリ等の段取りを整えてくれる。警察が被疑者から野鳥を押収する↓リハビリ施設に届ける（府）↓後日、警察とバンダーが日程調整を行って鑑定書を作成する↓リハビリ終了後、健康を回復した野鳥は

京都府が放鳥する。従って京都府の場合の鑑定料は公務員のバイト料に準じ、一日約一万円程度。

・あるバンダーから聞いた話。夜、仕事を終えてくつろいでいる頃電話が鳴り、相手は最寄りの警察署。野鳥の鑑定に来てほしいと依頼された。夜道を車で一時間半、往復三時間の道のりをひたすら走るといふ。それでも、鑑定料はおろか旅費も出ないという。おまけにその事件が立件すらされないといふと、いくら人のいいバンダーでも鑑定を辞退したくなるのも当然のこと。

刑事訴訟法第一編総則の中、第十二章、「鑑定」の候、第六百六十五条「裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる」とあり、第七百七十三条には、「鑑定人は旅費及び日当、そして宿泊料のほか、鑑定料を請求し、鑑定に必要な費用の支払い又は償還を受けることができる」と示されている。



あとがき

うちつれて庭をすぎゆく友をみて籠なるめじろ悲しげに鳴く

右の詩の作者である川村多実二先生（一八八三～一九六四年）が、日本野鳥の会京都支部の初代支部長だったということを最近になって知った。先生の石碑があるということで比叡山を訪ねると、中西悟堂先生（日本野鳥の会の設立者）と同じく釈迦堂の横にひっそりとたっていた。

日本野鳥の会の中で一番古いのが京都支部。私は京都支部に所属して四十余年、密猟対策に関わって三十年近い。或る時、友人から川村先生の「野鳥雑詠」という小さな本をいただき、何気なくページをめくり、「うちつれて・・・」という表題の先生の詩を見つけた。その時のシヨックは大きく、今も忘れられない。何回も何回も読み返した。凡そ百年あまりの歳月が流れたというのに、国内では未だに野生動物を好き勝手に輸入し、野鳥については愛玩目的の捕獲・飼養・販売、おまけに鳴き合わせ会なども存在している。先生のお叱りの声が聞こえてくるような気がした。川村先生は百年以上も前から籠のメジロを見て

憂い、そして輸入鳥の嘆くべき流通について胸を痛めておられたのだ。この手記を手にしてからというもの、事務局として密猟対策活動に一層力が入ったのは言うまでもない。

国内における飼鳥の流行は徳川時代中期以降から特に盛んになり、メジロ、ウグイス、オオルリ、ヒガラ、ノジコ、ヒバリ等の野鳥を捕獲しては「鳴き合わせ会」を開く習慣が全国各地に起こったという。野鳥の捕獲については、当時の高校生や大学生の有利なアルバイトになっていたと「愛鳥運動の現状」の中で川村多実二先生は書いている。

現在の鳴き合わせ会というと、西日本ではメジロが多く（関西、四国、九州）愛知県ではホオジロやウグイスで行われている。又青森県では現在もなお「暴」関係の人たちがオオルリを使って鳴き合わせ会を行なっているという情報が密猟110番に届いている。

特別寄稿

中国・百万羽の野鳥を輸出

作家 遠藤公男



日本野鳥の会の悲願

あのころ、小鳥店は日本中にたくさんあった。

学校では、野鳥をいじめないでと教える。だが小鳥店ではウグイスでもメジロでもかごに入れてたくさん売っていた。いじめでなくてなんだろう。

そこで日本野鳥の会では、かごの野鳥を救うことが悲願だった。売られているのは輸入鳥で香港から出てくる。野鳥には中国生まれのものと、東南アジアから中国、日本や韓国、ロシアに数千キロも渡って繁殖するものがある。しかし、日本野鳥の会では大陸のかごの鳥のことは……不明。調べた人はいない。

「なぜ、調べないんだ？」

文句をいうと、あなたが調査してはどうか、旅費は出してもいいという。私は東北の小さな支部の支部長だった。それじゃ、香港だけでもやるよと返事した。妻はびつくりして、

「ひとりで、どうやって調べるの？」

わが妻は、たいていブレーキをかける。心配性なんだ。……だけど、調査したよ。鳥たちと我らの未来のために。まだ気がかりなことが残っている。話し

てみようか。

野鳥は香港から輸出

一九九〇年四月、返還が七年後に迫った香港にひとり出かけた。香港はイギリスの植民地で人口五八〇万、初めての香港で中国語も英語もちんぷんかん。九龍公園近くのホテルに泊まる。香港にはバード・ストリートがあるという。どんな通りだろう、鳥の街なのかな？

頼みの綱は自然保護団体の香港WWFだ。代表のメルビル氏は赤ひげの大男、野鳥の輸出を訊くと表情は曇った。



オオルリ、キビタキはこのような小さな箱で香港から日本へ空輸されていた。1991年4月。香港の輸出商の倉庫で。



「香港では野鳥は捕獲禁止です。輸出鳥は、広東省の広州から出てくるんです。しかし、調査はしてません。バード・ストリートもしてないんです。あそこはヤバイところで……」

仕方がない。香港政府で輸出担当者を探す。出会った獣医さんは早口で、

「野鳥の輸出統計なんかとっていません。香港はワシントン条約規制種の監視で手一杯です。先日も広州の船で生きたマナヅルを一羽発見。危うく広東料理にされるところでした」

中国人は野生動物を好んで食べる。獣医さんは動物商の英文リストをくれた。鳥の専門店は一六〇もある。いやはや、これを調べるの？もう、日本へ帰りたくなった。

バード・ストリーートの地獄

香港のネイザンロードは、宝石、時計、ファッションの高級店ばかり。バード・ストリートはその北端にある。地下鉄を降りると、騒音の中に小鳥の悲鳴が聴こえた！雑居ビルの谷間に、鳥かごを吊るした店がずらりと並ぶ。「うぬっ、

ここがヤバイところか！

入り口の店にメジロの入った
ゲージが二つ、百羽位がチイチイ、
チイチイ泣いている。隣りに下げ
た丸かごにニュウナイスズメが十
数羽。次にミヤマホオジロ、コル
リ、オオルリなどがいた。どれも
せまいかごでバタつき、タスケ
テ！タスケテ！と泣き叫ぶ。

大型のかごにはムクドリ位の
鳥。茶色で目のまわりが白いガビ
チョウ（ホアメイ）。隣に大型ヒ
バリのコウテンシ。どちらも美声
の鳥として名高い。向かい側には
ムギマキ、オガワコマドリ、これ



香港のバード・ストリートの小鳥店「大興鳥行」では1300羽の野鳥を売り出していた。1991年4月。香港にて。



は？…マミジロキビタキ…か。見とれていてハツとする。お前さん、珍鳥の見物にきたの？

いいえ、ガビチョウが多くて、一〇羽から三〇羽並べて一羽一万円。高価なものだ。間口の広い店に青い鳥、赤い鳥、茶色の鳥、緑青色の鳥、冠のあるもの、尾の長いもの、縞々のものが出てきた。色とりどりの生きた宝石。プラのかごでもがいている。どこで人の手に落ちたものか。小公園のベンチに座ってぐったりする。

頭の上に黄色いミモザの花が咲いている。美しいが隣りには鳥かごが百個。そこに紅色の小鳥がうごめく。あつ、ヒイロサンショウクイか！熱帯林を天女のように舞うという！群青色でざわめくのはサファイアルリ。二〇センチ四方の檻に翼を開くこともできない。黒い小さな生きたトカゲをごっそり売る店。毎朝、船で大陸から運んできて、きざんでやると小鳥の強壯剤という。向こうにトカゲ捕りがある。これも無…惨！

せまい通りに鳥好きの人。欧米の観光客もまじる。少しずつ大胆になり、カメラを出してパチリとやる。大きな果物屋でストリートは行きどまり。トンネ

ルの通路に無数の鳥かご。看板は「大興鳥行」。蛍光灯の下で客たちは背伸びをし、腰をかがめてギャアギャア泣くかごをのぞく。七、八人の店員がいて、かごの底の汚れた新聞紙をかえる老人。餌をやる男、ミールワームをやる女。その人が、死にかけての小鳥をバケツにほうる。ここは地獄か！

出口には真つ黒な九官鳥の子がごっそり。この店のストックは一三〇〇羽！カナリヤ、インコ、ハムスターを売るのが二軒。大型で騒々しい南米のインコと白いオウムが一軒ずつ。一六〇メートルに五六店、露店じみたものも入れて七〇店。バード・ストリートは競争のようにして野鳥を売る市場なんだ!!

メジロの人工孵化？

翌日、男の通訳を頼み、メジロを売る店からさぐり始めた。大きなゲージにヒナ鳥を出して、広東語のおっさんは威勢がいい。

「さあ、ソーシイだよ、ソーシイ！買って、買って！」

メジロは中国語ではソーシイか。おっさんはゲージの間から注射器みたいな給餌器を差し入れ、ヒナの口に練り餌を押し込む。



「ニイハオ。これは、どこで捕れたの？」

おっさんはじろりと私を見た。

「広州だよ」

「だけど捕ったんじゃない。向こうじゃ、ソーシイの卵を孵卵器で孵してくるんだ」

「ええっ、まさか？ ソーシイに卵を生ませるの！」

「そうだよ、あんたア知らないの。ソーシイからウズラみたいに卵をとるのさ」

メジロに卵を生ませ、人工孵化なんて……初耳だ!!

「へーえ、どこで見られるの？」



香港のエンボ街雀鳥花園の入り口付近でかごのメジロを売っていた。1998年5月。

人工孵化なんて」

おっさんは口をつぐんだ。教えてというのに見向きもしない。そこでチョコレートを買って来てそつと差し出す。おっさんはニヤリとして、メモ帖に「広州・流花鳥苑」と書いた。

「そこへ行けばソーシイだらけだ。おう、この鳥もそこで仕入れたのさ」
「謝々！（シエシエ・ありがとう）」初めてつかんだ情報に小躍りする。

店の横では、大きな中華鍋を火にかけ、女が鶏卵の黄身をカラ煎りする。そこにトウモロコシ、米、麦の粉を入れ、煙があがるほど煎ると、おろしてふるいにかける。鳥の餌づくりだ。大中小とわけて細かいのはメジロ、中粒はガビチョウやソウシチョウ。大粒は九官鳥用だ。粒は餌入れに。そばに水入れをおく。日本のような魚粉を入れたスリ餌はない。

東京の日本野鳥の会の中村滝男保護部長に、巨大な野鳥市場を、「どうしていいかわからない」と電話した。部長は危ない目にあわないように、おおよそ見たら帰れという。



広州の野鳥市場へ

バード・ストリートへ三日も通ったが、種類も数も多くてどうまとめたらいのか見当がつかない。考えあぐねて広州を見たくなくなった。かごの鳥はそこから出てくるし、メジロの人工孵化もあるという。……「よし、行くぜ」、香港でピザをとり特急列車で三時間、広州へ渡った。広州は人口三八五万、広東省の中心で好景気という。駅前のおすすめい人の波をくぐり、東方賓館というホテルに泊まった。

その朝、鳥の声で目がさめた。歌声は中庭からで例えようもない節回し。なんだ？

ピジュイピジュイピジュイ、ピジュイロピジュイロピジュイ、ジューピイジューピイ
……

クログミに似ているがはるかにドラマ、大自然が生んだ清らかな賛歌だ！
ジューピイジューピイ、ピジュイピジュイ、ジュジュピイピイ……

屋根の下に竹かごがさがつて、茶色の鳥が一羽いる。目のまわりにすうつと白い線、ガビチヨウだ！ 豊かな声量とメロディに呆然。さすがは大陸、すご

い鳥がいるものだ。

ガビチヨウに圧倒されたまま鳥市場に出かけた。そこは体育館のようで「流花鳥苑」と看板がある。流花公園の鳥市場ということか。入り口をくぐると、ジャーツという小鳥の声。ピィキャアピィキャア、ピピピピピィィ、ピィと絶叫も流れる。

市場は縦長の三列になっている。一列目は見渡す限りにかごが吊るされ、中でうごめくのは捕獲されたばかりの鳥、鳥、鳥……これは香港と同じだ。

店は二、三メートルずつ仕切られて、細い通路は客で混みあう。そこにしゃがんだ女が、巣に入った赤裸のヒナを三羽売っている。ヒナは親指の先ほどで目も開かない。次に少年が竹の小枝にかけた巣を売る。ヒナは目が開いて、メジロだ！

少年は巣の上に手をかざして見せた。すると、二羽のヒナは黄色い口をあけ、ゆらゆら給餌を待っている。「たまらんな」……少年までヒナを売ってる。

二列目は可憐な陶器の餌入れと餌の専門店。三列目は小さきまざまな鳥かご。高価なものは彫刻をほどこし、黒漆の仕上げ。鳥の牢獄だが見事な工芸品。竹



かご細工に精を出す人、餌づくりから売り子の娘さんまで、流花鳥苑は数百人が一心に働く巨大産業になっている!!

「中国じゃ野鳥の売りは、野放しなのか?」

かごのそばに爺さんがいた。黒繻子（しゅす）の中国服でベテランらしい。名刺を出して教えを乞うと、爺さんはびっくり。

「ややつ、日本人! こりゃ珍しい」

椅子に座って筆談となった。

「中国では、鳥を飼うことはね、古くからの文化ですよ」

「ほほう、そうですか。しかし、今となつては……残酷な趣味ですね」

「鳥苑の一番人気はガビチョウで売られている半分がそう。極楽の音楽みたいな声ですからな。貴州省の奥地がおもな産地で、名鳥は日本円で一〇万円しますよ」

「へーえ、そんな高価な鳥を買う人がいるんですか」

「メジロは全体の二〇パーセントかな。ここじゃ約二〇〇種三〇〇〇羽を小売りしていますよ」

メジロの人工孵化は？と聞くとなつた。ようやく意味がわかつて、爺さんはあご髭をふるわせて笑つた。メジロの人工孵化なんてどこにもないと。私はだまされやすい。おっさんのメジロ、人工孵化だなんて、みんな巣から盗んだものなんだ！

「香港へ、ここから輸出するんですか？」これは筆談が通じない。

野鳥を買い集める機関

陳さんという若い男の通訳を頼み、市場の中を三日もさぐつたが輸出の気配はつかめない。やがて陳さんが、動物園の近くに「収鳥站」があると聞いてきた。そこでタクシーで三〇分行くと、収鳥站は天河区貿易商場ビルにあった。四〇ばかりのワイシャツ姿の男が、呉（ウ）さんで公務員。デスクと金庫があり、吊るされた鳥かごにガビチョウが一羽入っている。

呉さんは洋酒の土産に大喜び。広州では洋酒は売っていない。私は中国酒のファンで話はずんだ。呉さんの後ろのドアが開くたび小鳥の音がする。奥が鳥の倉庫らしい。



「小鳥がいるね、日中友好のために見せて」

「そうだね、いいでしょ」

腰の鍵束をジャランと鳴らし、呉さんはドアを開けた。二つ目のドアが大きな教室ほどの倉庫で竹製のゲージに小鳥の声が渦巻いている。「ここだ!」とうとう野鳥の輸出機関を見つけた! 収鳥站とは野鳥を集めるところ、市民へ小売りする流花鳥苑とは別なんだ!

ゲージは九〇×六〇×二〇センチの平かごで、中は銀色の耳のゴシキソウシチョウ。昆明な



中国広州市の野鳥の倉庫「収鳥站」の内部。竹製のゲージにオスだけ40~50羽入れて国内輸送する。死亡率は高い。1991年4月。広州市の倉庫にて。

ど亜熱帯の美しい鳥でひとかごに四〇羽、全部で一四〇〇羽がうごめいている。入荷したばかりでシンガポールへ輸出するという。

「わーっ、さすがは中国、たいしたもんだ！」

感嘆すると呉さんも機嫌がいい。暑い日で、呉さんを外へ誘うといそいそと出てきた。近くのレストランでビールを飲みながら聞く。

ここは国営で、鳥は大陸各地から買い付けて航空貨物便で入るといふ。呉さんは胸を張る。

「鳥の出荷はね、ざっと年間一〇〇万羽さ」

「ひえー、ホントですか!？」

「偉大な中国だもの、野鳥の数は無限だよ……無限」

呉さんは平然としている。出荷先は香港の「中国花苑貿易有限公司」が多い。メジロは年間五万羽扱う。幼鳥は二万羽で五月がシーズンという。

「そうですか、謝々。ようやく広州のかごの鳥がわかったわ」

「また来なさい。珍鳥でもなんでも見せてあげる」

呉さんは目を細めた。ここで、第1回目の予算が切れた。



中国南部の美人社長

五月の香港、バード・ストリートはもう亜熱帯だ。

中年の男女が、小鳥を荷造りする倉庫を見つけた。しめしめ、香港からの出荷だ！ベニヤの箱は一四〇×四〇×二〇センチで片側は金網。仕切りは一〇。底に粒餌とミールワームをばらまく。何を入れるの？おお、光り輝くブルーの鳥、「オオルリだっ！」

日本では姿も声も一番人気の鳥を入れた。一羽ずつオスの荒ら鳥。こんな狭い仕切りに入れるとはあきれれる。ふたりは二時間かけてオオルリを一一〇羽も入れた。美しいキビタキとノゴマも四〇羽ほど。航空貨物便の宛名は愛知県の桜商事。大きな鳥獣輸入商だ！

作業を終えた男から業者を聞くと、「紅香花鳥出入口公司」。公司というのは会社のこと。迷ったが電話して訪ねてみることにした。不気味だが、あたってみなきやわからん。

事務室は繁華街のビルの八階。なんと三〇ばかりの女性が社長だ！大きな

襟の白いブラウスに三重の金のネックレス、白いランの花を飾って福建省出身。中国南部の美人ですね。東京ではほとんどつかめない情報を、すらすらと口にした。

「中国の男性は、かごの鳥が大好きなの。恋人みたいに大事にするのよ。フフ。香港で鳥の輸出をするのは五、六社よ。紅香は小さいほう、大きいのは『中国鳥獣行』だわ。扱う羽数は毎月一万羽。取引先は日本ね。台湾、インドネシア、シンガポールやヨーロッパ。商品で多いのはメジロとソウシチョウ、一度に一〇〇〇から二〇〇〇羽の出荷よ。日本はオオルリを欲しがるけど、親しい業者にだけ出すの。今年は二〇〇〇羽で売値は一羽一五〇〇円。日本では五〇〇〇円から一万円もするわ。アメリカ、イギリスは税関が厳しくて全く輸出ができないの。タイ国は九官鳥、オオルリ、ヒイロサンショウクイの産地だったのに、この春、鳥が減ったと、すべての野鳥の捕獲と輸出を禁止したわ。ひどいわよ、ねえ」

「そうですか、そりやまたビッグニュースだわ」

「オオルリなんか、まだまだいますから…少しぐらい捕らせるべきですよ」



握手して外へ出ると、スコールがきた。ぬれたシャツで走りながらうれしかった。そんなことだったのか。貴重な情報だったな。鳥の業者にも親切な人がいる。こうして輸出の実態がわかれば、国際的に訴えることができるかもな……。

巨大な野鳥の輸出商

香港も秋になった。街路樹の羊蹄紅に淡紅色の花が咲いて美しい。

バード・ストリートは、第二次世界大戦が終わって4、5軒から始まったという。年々ふえて、今は七〇軒、年間五〇万羽も売るといふ。だが、こんなことをしている鳥は亡びるだろう。日本に渡るものも減っているんだ。かごの鳥を助げたい。調査は三回目で、野鳥の会では予算はもうないという。広大な大陸を思うと気が遠くなる。しかし、旅費はなんとかして……調査をつづけたいと迷っていた。

午後三時、バード・ストリートの大興鳥行は興奮した男たちで一杯だった。天津からのノゴマ八〇羽の「売り出し」にぶつかった！ノゴマは喉が紅色に燃えている。客たちは奪い合うようにして買っていく。これじゃいかな。

巨大な野鳥の輸出商「中国鳥獣行」はビルの林立する新界の工業地帯にあるという。事務所は高層ビルの上部にあった。こんな所に野鳥の貿易事務所があるの？香港にもヤバイ人がいるという。コワイお兄さんに会わないようにと祈りながらエレベーターに乗る。

一七階で降りると、ヒュルルーヒュルルーと細い悲鳴。足もとの木箱が泣いている。レンジャク類がひしめいていた。ひと箱百羽位が五つ、出荷準備がすんだものか。

事務室にいた五、六人の若い女性に尋ねる。

「東京の雑誌記者だけど、こちらが有名な野鳥の輸出商さん？」

「そうよ、ここに生きた鳥の倉庫があるの、ご案内しますよ」

ハイヒールの社長秘書が愛想よく立った。廊下を曲がるとパツと明るい部屋。四角い金属製のゲージが見渡す限り、鳥の声で一杯。大きな鳥部屋が六つもあ
る！

「わが社は香港最大の野鳥輸出商よ！」

ひどい！といいかけて口をおさえる。明るい秘書は、



「大陸中から集めているのよ、ご覧なさい！」

ゲージには種類ごとに百羽位ずつ。アカウソ、イスカ、ギンザンマシコ、ベニヒワなどの珍鳥が一杯。在庫は五く六万羽という。これじゃ百万羽輸出は本当かもしれない。

仰天する日本人を秘書は社長室へ案内する。社長の黄氏は黒縁メガネの技術者風で43歳。

苦笑しながら会ってくれた。

黄氏の商売歴は一〇年。「中国鳥獣行」の野鳥の輸出数は香港の五〇パーセントを超えている。輸出の七〇パーセントはヨーロッパ、二五パーセントが日本、五パーセントが東南アジアだね。三〇カ国へ売り出して好調だよ。仕入れは大陸に倉庫があつて場所は企業秘密。

日本への輸出数の多い順はメジロ、チョウセンメジロ、ソウシチョウ、ホオジロ、オオルリ、ヒガラ。羽数はオオルリが毎年2000く3000、キビタキ1000。ウソ1000足らず。ノゴマは三〇〇位。オオルリはヨーロッパへも五〇ペアくらい出す。

「メジロとチョウセンメジロは、日本へどれほど？」

二万羽以上ね。多い年は四、五万と秘書。「大変な数だわ……」。日本の取引先は、京浜鳥獣貿易、桜商事、石原鳥獣貿易、浅田鳥獣貿易。九州にも少しね。

美人秘書は香りのいいコーヒーを入れてくれた。謝々をくり返し、秘書とも握手して高層ビルを無事に出た。そこで、キツと振り返える。ここは悪いけど転業を祈るしかないな。

ハルビンの女性、野鳥バイヤー

中国東北部には、原生の大自然が残っていてアムールトラがいる。夢の大地だ。驚いたことに野鳥売買は広州より盛んという。そこで九一年四月、中国航空でハルビンへ飛んだ。収鳥店の呉さんに紹介してもらい、「北方鳥店」のバイヤー、沈（シエン）さんを訪ねた。

沈さんはハルビン旅遊局の公務員だったが、退職して個人商売を始めた。野鳥はもうかるのだ。スンガリーの流れのほとりを車で行くと「花鳥虫魚市場」というアーチ型の看板。青空市場で長さ三〇〇メートル、道の両側に点々と露



店。半分は金魚、熱帯魚で一角はハトだ。食用バトも多い。モルモット、ウサギ、カナリヤなども並ぶ。まだ寒くて少ないが、暖かくなれば客で一杯という。北方鳥店を訪ねると営業所は民家だった。

「まあ、日本のセンセイなの？よくまあ、……こんな北国まで」

あきれたが、どうぞどうぞと中へ入れてくれた。沈さんはしゃれたブルゾンを着て、五人の若い男女に鳥の世話をさせている。細い廊下の奥には四室あって、平かごが積まれてミヤマホオジロ、キマユホオジロ、ベニマシコ、ヒガラが入っている。奥の金網の大きな木箱の止り木にはふくらんだオオマシコがごっそり。沈さんは顔をしかめて、

「死ぬのが多くて困っているの。今朝は寒くてルリビタキが一六羽も死んだわ、大損害よ」

淡いブルーの死骸の山を見せた。野鳥の商取引には大量死がつきまとう。ハルビンからの長時間の空輸、小船で香港に一昼夜運ばれる間にたくさん死ぬ。

沈さんは香港の「月餅」のお土産に喜んで、笑顔になった。

「真冬のハルビンはね、マイナス三〇度にもなるの。ヒレンジャク、ウソ、ベ

ニヒワしかいなくなるわ。三月から種類がふえるんで網を張るの。六月から八月は繁殖期でお休み。九月から一〇月に秋の鳥を買うの。ベニマシコとオオマシコが買い上げの三〇パーセントよ。今年はもう……一万五〇〇〇羽買ったわ。個人経営になったんで増やさなきゃね」

若者が二人、三人、鳥を売りにきて、こそこそお金をもらってゆく。人民服を着た五〇代の親父さんがヒガラとシジュウカラを十数羽持ち込んだ。王さんでカスミ網猟のベテランらしい。人のよさそうな笑顔で、沈さんが、

「この日本人に、カスミ網猟を見せて」

頼むと二つ返事。住所と地図を描いてくれた。よしつ、明朝タクシーで行くぜ。

ハルビンの野鳥も減っている

ハルビンではカスミ網猟をするものが少なくない。王さんは五六歳。八キロ郊外の村に住んでいる。スチーム暖房を造る工場で働いたが、心臓を悪くして三年前に退職し年金暮らし。妻と長男、次男夫婦、娘二人、孫四人と暮らしている。王さんのカスミ網歴は二〇年。前は非番や日曜にしたが、今は毎朝。長



男も好きで親子は別々に網を張る。

四月一日朝、王さんは夜明けに家を出た。猟場は鉄道沿線の防風林。そこまで三〇分。天秤棒で囲のかごをかついできた。付近はむきだしの畑でトウモロコシの伐根だらけ。線路の両脇は松とカラマツの防風林でシラカバとポプラがまじる。三メートルほどの灌木が帯状で天然林はない。

王さんは紺色の人民服に人民帽で、北側の防風林に網を張る。カスミ網は一〇メートルと一五メートルの二枚。高さは五メートル。



ハルビン市の鉄道線路の防風林にカスミ網を張る親子。1991年4月。

バレーボールのネットのようだ。

網のそばのカラマツの枝にかこの罠を一二吊るし、地面にも二つ。かごにはキレンジャク、シラガホオジロ、キマユホオジロなど一四種が小さなかごでうごめいている。

今朝は晴れて気温は二度。私は六時にタクシーで現場へ着いた。途中で渡ったスガリーは氷が流れていた。あこがれの中国東北部だが大地は静まり返っている。ハルビンならと期待したのに野鳥の声はない。どうしたのか、不気味でさえある。

王さんは白い息を吐いて、今朝はまだ捕れないとシラカバの樹に隠れている。六時一五分、突然、罠の声が高まり、鳥影が三つ天から降ってきた！

カラマツの梢に止まり、王さんは身構える。罠が呼ぶと三羽はさつと網へ。王さんは、胸を押さえて小走りに行く。走れば動悸がするという。竿を傾け、満面の笑みで小鳥をつかむ。三羽ともアトリのオス！繁殖期で頭が黒くなりかけている。王さんは無造作に袋へ。メスのひと足先にシベリアへ向かう、けなげなオスはこれで終わり。



おっと、高いところにシジュウカラが一羽かかった。はずして金網張りの小箱へ。

六時四〇分、ハイタカが二羽の小鳥に追われて南へ。王さんは無邪気で、あのタカはスープがおいしいと舌なめずり。

「ここじゃ五〇種くらい捕れるが、たいして猟はないのさ。退屈しのぎの遊びなのよ、少々食べるがね…味がいいので」

六時五五分、北京からの特急列車が行くと、カササギが一羽高く飛ぶ。丸太を積んだ貨物列車も通る。うす雲がひろがって罟がさびしげにつぶやく。フィーヒョー。

八時四五分、赤いオートバイに罟かごを積んだ男が、「捕れなかった」と帰っていた。カスミ網の竿を自転車に結んだ男がぞろぞろと八人も帰る。王さんはその後ろ姿へばやく。

「前はね、鳥がもつといたのさ。捕る人がこんなに増えて……鳥が減るんだわ」

一〇年前に比べて渡って来る鳥は半分もないという。やはり、カスミ網猟の

せいか。

九時四五分、王さんは近くで網を張っている長男を呼びにいった。王さんもどると、囀たちが一斉にピーイ、ピーヨ、ヒイヨと鳴きだした。「何だ？」見上げると、キレンジャクが一羽、網に近い梢に止まっている。これはヤバナ！

すかさず王さんは石を投げ、キレンジャクは網に突っ込む。道糸がゆれて、「かった！」王さんは歓声をあげて走りだし、首をすくめてもどってきた。キレンジャクは網の上段ではねかえり、向こうの梢でピンと冠を立てている。王さんは腰をかがめて追い立てる。

そこへ長男が道具をたたんでやってきた。なにか叫んで彼もキレンジャクを追い回す。石を投げる。キレンジャクは網すれすれを飛ぶ。心臓が悪いのに王さんは走る。一〇分ほど追い回したが、キレンジャクは飛び去った。日本人はホツとし、王さんののしる。

「ずるい鳥め、今年初めてきたキレンジャクで、値がいいのに」



売れないメスはギョウザに

キレンジャクは北方鳥店に一羽五元（一三五円）で売れる。ヒガラ、ベニマシコは一元（二七円）。オオマシコは三元。数の少ないギンザンマシコは七〇元の高値という。労働者の日当は五元から一〇元だから、結構な稼ぎ。一〇時半、後は長男にまかせて王さんは立った。

「家で、お茶にしましょ」

この日、平均的な猟で犠牲になったのは、アトリ四、シジュウカラ七、ヒガラ二、シマエナガ、キクイタダキの一五羽。二キロ離れた丘にレンガづくりの村へ歩く。三〇〇戸ほどの工場労働者の団地だ。一角に王さんの家、門をくぐると一〇メートル四方の中庭を口の字に建物が囲んでいる。王さん夫婦の居間には鳥かごの棚。そこでコイカルが一羽つぶやいている。王さんはテーブルに熱い烏龍茶とハッカのお菓子を出してくれた。

ゆつくりお茶をいただいて、帰りがけ。ポンプ井戸のそばでハツとする。洗面器の水に毛をむしった小鳥のむくろが入っている。百羽ほど、売れないメスか？

「今夜、ジャオズにするの。ハオツーよ。（おいしいよ）」

大柄な夫人はにんまり。ジャオズは水ギョーザのこと。包丁で小鳥のむくろとニンニクをきざみ、油で揚げる。ああ、見なきやよかった……。

この夕べ、沈さんを通訳とロシア料理店へ招いた。沈さんはビールなら結構いける。夫は医療局の公務員で、ひとり娘は五歳。スケートでもうころばなくなつたと自慢した。

「あたしも少女時代はフィギアの選手だったの。ここが太つてきてね、だめだったの」

胸を抱いて賑やかに笑う。沈さんは、真っ赤なロシア料理のボルシチに目を細め、広州付近には収鳥站は八ヶ所あるのよ、と口をすべらせた。

「なにっ、八ヶ所だと？」

「そう、これは内緒。沙河の呉さんの店は値段がよくないの、だから別の店へまわすの」

つらい情報に顔はひきつり、ビールをガブ飲み。国営ホテルに帰ると売店でヒョウとユキヒョウの毛皮を売っていた。どちらも1級保護動物で捕獲厳禁。



どうなつてんだこの国は？

北京の野鳥市場と人民日報の記事
ハルビンから北京へ飛ぶ。北京
では公園の柵にも鳥かご、大通り
で鳥を売る人がいる。街路樹の枝
に吊るす鳥かごはコガラとマヒワ
が多い。年配の男たちが三人、しゃ
がんでうっとりしている。かごで
さえずるのは大型ヒバリのコウテ
ンシ。澄み切ったゆうゆうたる美
声、内モンゴルや大興安嶺の草原
の主（ぬし）。こんな珍希な鳥ま
で捕っている。

北京では官園とロンタン湖公園



北京市のロンタン湖公園付近では路上でかごの野鳥を売っていた。1991年4月。

の鳥市場を見た。官園の鳥市場はレンガ塀に囲まれて一五×六〇メートルで野鳥店は二〇ほど。売られているのはソウシチョウ、ガビチョウが百羽くらいずつ。マヒワ、コガラ、クロウタドリ。オオダルマという稀少種のインコもいた。

ロンドン湖公園では若い男女がボートしている。鳥市場は広州の五分の一もない。もつとも広い北京に鳥市場はまだあるという。人だかりをのぞくと、カスミ網をひろげて売る夫婦がいた。食用のハト売りや金魚、カメ売りもいる。

日曜の午後、市場は大勢の人出になった。鳥かごを持つ人がたくさんいる。中国は孔子、老子、孟子の思想家を生み、昔から日本やアジアの人に道を説いてきた。しかし、自然保護の思想は遅れていたな。毛沢東の中華人民共和国が誕生しても、スズメをネズミ、ハエ、カと四害に指定し、国をあげて一〇年もスズメを退治すると害虫が大発生。六億の民が餓死したという。一九八〇年代まで狩猟も自由で、トキもパンダも危なかったのだ。

広州に飛ぶ機内で偶然、人民日報の「わが国野生動物保護の難点」を見つけた。「ここ数年、野生動物の乱獲は深刻である。希少な動物を売り飛ばし私腹を肥やす事件が多発している。猟銃の生産・販売はヤミが横行。調査隊は五三の市



場、七四のレストラン、一一の港、駅などを調査した。この二年間で摘発した違法行為は一万七三二六件。野生動物で生計を立てるもの、武装して野生動物を殺す集団もある。原因は専門職員が三〇〇人しかいないこと。法律が不完全で罰則が甘く、犯罪者が法を恐れないことだ」（一九九一年四月一五日）

公安とマスコミの厳しい姿勢に感動する。どうか動かぬものを動かしてくれ。

正体がバレて！

広州は大平原の田園地帯で水田のまわりにバナナ園、果樹園、竹林がひろがって、珠江のほとりには竹藪、そこに広葉樹の大木も混じっている。メジロたちは巣をかけ、日本などで繁殖するオオルリ、キビタキたちはそこを渡ってゆく。

広州の収鳥店の証拠写真が欲しい。北方鳥店の沈さんから六カ所の電話番号を聞き出していた。そのひとつ「広州花木公司収鳥店」へ通訳の若い陳さんに向かう。

市営プールの近くの門を入ると、レンガ造りの建物の前庭で八人の男が出荷する野鳥の荷造り中だ！オオルリを平かごに一〇羽ずつ詰め、ラシヤ紙で包

んで紐をかけている。

しめた！ 現場写真が撮れる！ カメラを出していると、突然、事務室から通訳の陳さんが、中年の男に突きとばされて出てきた。男は吠える。

「誰から聞いてきたっ！ ここは立ち入り禁止だ!!」

まずい！ 私が襟を正して出ていった。

「えーと、日本人ですが、日中友好の見学で」

「日本人？ なにが、日中友好だっ！」

どんと私を押し返した。がっしりした男は太い腕で、

「どっから、聞いてきたというんだ?！」

男たちはこちらを向いて不気味に突っ立っている。広州か香港に、男の嫌いな保護団体がいるのだ。私が名刺入れを出すと、男は乱暴にもひったくった。危ない！ WWFのものでもあったら大変。すると、香港の女社長のものがこぼれ落ちた。「なんだ、これは?！」

女社長の名刺で、男はようやく落ち着いた。二、三千羽の荷造りを見ていると、男は姿を消した。不安になって事務室をのぞくと、男は紅香花鳥出入口公司へ



国際電話をかけていた。ゾツとする。折よく秘書が、前年の私の訪問を覚えていて、怪しいものじゃない？と証言してくれた。男はこの荷物は香港の紅香公司へゆくといい。

「オオルリはなん羽ですか？」

「百羽以上だ」

ぶつきらぼうな返事。恐る恐る全体の風景だけ撮ってタクシーに乗る。後ろに刺すような視線を感じた。細身の陳さんは、どこか痛くしたのか涙ぐんでいる。ホテルに帰って、

「この調査は、中国の未来のためなんだよ」

陳さんを励まし、ほかの収鳥站へ電話してみた。銀河雀鳥站は電話が二本、大きいようだ。責任者が出て、陳さんの顔色はまた変わった。

「うちに来たら、ただじゃすまんぞ。日本人が収鳥站をかぎまわっていることは知ってる。上から電話があったんだ。来たら知らせろって」

「そ、そんな悪いことじゃない。ただ、ちよつと……見せてほしい」

「うちに来たら公安を呼ぶからな。スパイは通訳も同罪だぞ。覚悟しとけ」

公安とは警察のこと。陳さんはぶざまに電話を切った。

「センセイはヤバイな、逮捕されたら大変だよ！すぐ香港へ出たほうがいいな！……ボクだつて身柄を拘束されたら、旅行社をクビになるかも。冗談じゃないっ」

不気味なことに、誰かが私めをマークしている。急ぎ広州から逃げだすことになった。

悲しみの挽歌

香港に出て、もう一度「中国鳥獣行」へ寄ると、黄社長は暗い顔をして打ち明けた。

「最近、鳥の出が悪いんだ。バイヤーが電話してくるんだ。北でも南でも鳥を集めにくくなったと。真剣に考えてるよ、転職を」

ぐさつと胸をつかれた。大陸の鳥は無限じゃない。すぐそこに……絶滅が迫っている!! 私は四九日にわたる調査をまとめ、日本野鳥の会はそれを「野鳥の輸入と国際商取引の問題点」として一九九二年末に刊行した。しかし、この報



告は話題にもならなかった。

小鳥店はビクともしない。私は仕方なく、京都の中村桂子さんと密猟対策連絡会の運動を始めた。妻だけはホッとしてなぐさめてくれた。

「残念だったわね。頑張ったのに」

ここで日本の朝日新聞を見てみよう。

「栃木県警と茂木署は茨城県岩瀬町の町議、T容疑者（四九）と会社員の弟（四四）を野鳥密猟の現行犯で逮捕、Tが自宅で飼っていたオオルリなど七種、一一六羽、弟が飼っていた四羽を押収。Tは町議二期目で厚生委員長だった。（1991年11月15日）

また、同年一月、栃木県警と日光署は、日光市南小来川の山中でカスミ網を使って密猟していた、県の狩猟監視員で山林作業員（六二）と長男（四二）を逮捕、マヒワ、ウグイスなど二九羽とカスミ網一二〇メートルを押収した」
長崎や和歌山、大阪の公園では密猟したメジロで鳴き合わせ会を開いていた。

日本も遅れていたな。中国の批判なんてできないじゃないか。

次は中国の新聞で名高い事件だ。

「九五年、雲南省でゾウを密猟した四人が処刑された。青海省とチベット高原のチルー（牛科のアンテロップ）の密猟取り締まりでは、逮捕者は三千人、悪質な三人は処刑された」

チルーの毛皮は世界的高級品という。パリやイタリーの女性が身を飾る。

九七年、香港島の養鶏場に鳥インフルエンザが発生しニワトリの大量死が起きた。

九八年一月、バード・ストリートは一・五キロ離れた北側に「エンポ街雀鳥花園」として移転した。門をくぐると小鳥店は七〇軒。タイル屋根と赤い柱が並んできれいになった。しかし、市場が不評で困っている。市政府は雀鳥花園を新たな観光名所にするつもりだった。だが、オープン寸前の鳥インフルエンザの発生でお客がこない。「中国鳥獣行」も廃業したという。

そうか、あの美人秘書はどうしているだろう？ 気にかかる。

香港から久しぶりに広州へ。流花鳥苑は三階建てのビルになり、相変わらず鳥かごを持つ人で一杯。このごろ売り出したカスミ網を大量に積んだ店。前に



はなかった卸売店が二つできている。一軒はコイカル五〇羽ずつの平かごを六三個積みあげていた。およそ三二五〇羽。大陸の山野から、これほどのオスを奪えばコイカルはどうなる？

消えた野鳥の収鳥站

通訳は若い女性になった。大学を出たばかりで仕事はまだ半人前とか。

収鳥站の呉さんは元気だろうか。沙河を訪ねると、道はひろがり商場ビルは消えてつむじ風が舞っている。茫然としてしまふ。次には横枝収鳥站を訪ねたがこれもない。ようやく場所を突き止めると大きなアパートになっていた。中国の発展は急だ。

渋滞をぬけて「広州花木公司収鳥站」に向かう。七年前にここは秘密だと激怒した男の店はどうなったか。するとレンガ造りの建物は消え、更地にする作業中だ。作業員の男女四人は帰り支度。明日からは旧正月の春節で長い休み。収鳥站は？「とうに閉鎖」という。

なんと収鳥站は三つも消えていた。なにか起きている。ひそかに喜びながら

車に乗ると、通訳はふたこと、みこと女たちと言葉をかわしてもどつてきた。車が賑やかな商店街を三〇〇メートルも走つたらうか、その通訳が、

「収鳥站はねえ、国際的な批判があるし、まずいということで閉鎖したそうよ」

「ええっ？ どうしてそれを通訳してくれなかった！」

「だってえ、閉鎖したから、仕方がないと思つてえ」

「うわーっ大事な情報だ、もどつてくれーっ！」

しかし、春節の買い物客の雑踏で車はどうしてもUターンできない。ともかく作業員が重大な情報をもっていた。広州の収鳥站を、閉鎖させる批判があったのだ！

広東省の新聞、珠江環境報を見つけてびっくりする。

「広東省バツカ、龍興の二つのレストランは非法に野生動物を扱ったことで、四〇万円（日本円で五六〇万円）と三万円（四二万円）の罰金となった。

これは広東省の野生動物取扱事件としては史上最高額である」（1999年3



月18日)

こんな高い罰金を払えるレストランがあるんだ！すると中国青年報も書いた。

「わが国の保護思想は時代遅れで、野生動物保護法にも『資源保護を強化し合理的に利用できる』と規定している。しかし、現代の中国に利用できる野生動物なんているのだろうか。数の多いキジ、アオガエル、ヘビなども、保護しなければ、近いうちにみな絶滅するだろう」（1999年4月15日）

アオガエルは夜の路傍で、ピリカラいたための皿で売られる。酒の肴。青年報の記者は心強い。中国の現実をしっかりと見ている。

年間、百万羽の野鳥の輸出を禁止!!

次の二つは緑色時報（月刊誌）から見つけた。

「中国では一九九九年一〇月から国際動物愛護週間が開かれて、全国六〇カ所の環境保護団体の小学三年生から大学生まで、六万名が商業捕鯨や象牙貿易に反対の署名をした。これらの青少年は九三パーセントがかこの野鳥に反対し

た」(2000年1月10日)

「中国国家林業局は、福建省、広東省、広西チワン族自治区、雲南省の四地区で、2000年一月一五日から六四時間、野生動物の密猟・密売を取り締まった。出動した公安は1万7000人、一二七件の違反を摘発した。没収した野生動物は一万四一三九頭(羽)、うち国家重点保護野生動物は四二六八頭(羽)。逮捕されたのは四七〇人、処罰されたもの一六〇人、収監されたもの一三人、手入れされた市場は二五八〇カ所。没収した猟具は五四五点である」(2000年1月19日)

緑色時報は環境保護を中心に報道する。日本人の胸も打つ貴重な記事だ。

私はその後も、旅費は仲間にカンパしてもらいながら中国へ出かけた。

北京には日本の環境省のような国家林業局があつて、正面に毛沢東の白い巨像が建っている。その課長だった蘇雲山氏に同行してもらい、野鳥の輸出禁止を陳情した。年間約一〇万羽、七〇種の♂が中国から日本へ売られている。苦心して入手した輸入資料を出すと、六人の若い役人は「知らなかった!!」と



声をあげた。野鳥は世界中で激減し、先進国はかこの野鳥を禁じている。訴えると役人たちは何度かうなずいた。

そして、私の報告が出た六年後、中国国家林业局は「鳥類管理の強化に関する緊急通知」(1999年11月)を出した。ついに野鳥の捕獲、販売を禁止する!! 世界中に売っていた野鳥の輸出も禁止となった!!

この情報をつかんで朝日新聞は第一面のトップに「野鳥の輸出、中国が禁止」をのせ、(2000年1月29日)。同年六月、中国から日本への野鳥の輸出はすべてとまった。

日本野鳥の会の悲願、かこの野鳥はようやく救われるのだ!!

愛鳥週間に署名する子どもたち

二〇二一年四月、中国は愛鳥週間の二〇周年を迎え、北京では各界人と小学生二〇〇〇人参加の記念大会を開いた。野生動物を守り、社会文明の進歩に貢献しようと全員が署名した。野鳥、ヘビ、カエル、トカゲ、センザンコウ、ハクビシン、サル、シカを食べないと誓った。

「えらいな、署名した中国の子どもたち!!」

中国の愛鳥週間。私も参加して北京の子どもたちと握手したかった。中国は変わるんだな。野生動物を守る国になるね。うれしいな、奇蹟のようだけ。

○二年一月、ナゾの新型肺炎サーズ（SARS）が広東省で発生。○四年には鳥インフルエンザも発生して香港島のニワトリが大量死、ウイルスの宿主は養殖のハクビシン、カモ、トリだと騒がれ、各地の野生動物市場は火が消えたようになった。

だが大陸のかい鳥問題はこれでも終わらない。輸出は止まり、北京に野鳥市場はなくなつたのに、上海では二〇一五年、花鳥市場があつて公然と野鳥を売っていた。どうなつていいのか中国の矛盾。知人によると二〇一九年、上海の花鳥市場は二〇カ所という。二〇二一年、ガビチョウは中国の国家重点保護野生動物二級に指定された。そこで今、行ってみたいのだが、私は高齢で海外の旅は無理になつた。あとは若い人に頼むぜ。



参考文献

「野鳥の輸入と国際商取引の問題点」日本野鳥の会

遠藤公男 「かごの野鳥の解放をめざして」野鳥NO.661 2003

遠藤公男 「ツグミたちの荒野」講談社

遠藤公男 「野鳥売買 メジロたちの悲劇」講談社

遠藤公男 「夏鳥たちの歌は、今」三省堂

おわりに

葉山政治

本書は、国内におけるカスミ網を用いた密猟の撲滅に至る活動の記録です。一九四七年、鳥獣保護法によってカスミ網を用いての狩猟は禁止されましたが、その後もカスミによる密猟は跡を絶ちませんでした。本書に書かれている取り組みの成果として、一九九一年の法改正が行われ、カスミ網の販売、頒布、捕獲目的の所持も禁止され現在に至っています。

しかしながら、愛玩使用を目的としたカスミ網や鳥もち、落とし籠などを用いた密猟の摘発の報道を今でも目にします。特に「鳴き合わせ」を目的としたメジロの密猟が後を絶たない状況です。二〇一一年に環境省は告示※で、愛玩を目的とした捕獲を原則として認めないとし、各都道府県もこれに準拠し原則として愛玩目的の捕獲許可をしないとしました。捕獲が禁止された後に残ったのは、使用許可の更新や輸入個体や保護個体へのすり替えなどを行わずに厳格な制度の運用です。



カスミ網猟が禁止されたのは、現代風の表現で言えば、持続可能でない猟法であり、生物多様性に悪影響を及ぼすからです。前出の告示後、国では、生物多様性に影響を及ぼさない範囲での捕獲について、文化としての和鳥の飼育や鳴き合わせなどの視点から、検討も行われています。しかし、このような場合でもカスミ網を使用した捕獲は認められるべきではありません。

一方、東南アジアでは鳴禽類がペットや鳴き合わせの競技用に取り引されており、食料としての取引もあります。国際自然保護連合にもこれに対応するためのワーキンググループが作られています。多くの国でも日本と同じように、乱獲を防ぐための法律が制定されていますが、取締りの不十分さ、文化的に組み込まれた慣習、継続的な需要、時には代替生計手段の欠如などにより、違法な狩猟や罠が横行していることがあるとの報告があります。ちょうど本書に書かれた日本の状況によく似ています。本書に書かれている経験が同じアジアで活かさないのでしょうか。日本野鳥の会は二〇一六年に中国の広州で開催されたシマアオジの保護のためのワークショップで、本書に書かれている密猟対策の経験を中国や東南アジアからの参加者と共有しました。今後もバードライフ

のパートナーとして、協力を行っていきます。また、日本は世界有数のペット輸入大国です。鳥類の輸入は近年減少していますが、爬虫類や両生類や昆虫など様々な生物が輸入されています。国内でのペット飼育が原産国の生物多様性に影響を与えないような配慮が国内でも必要と考えます。「野の鳥は野に」を理念として設立された野鳥の会ですが、鳥に限らず生物多様性全般でも活動を行っていく時代になってきています。

※ 「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(H23.9)

資料編



カスミ網に関する参考文献

著者	題名	掲載誌	発行者	発行年
内田清之介	本邦産鳥類ト農業トノ関係調査成績	農事試験場特別報告書第29号	農商務省農事試験場	1913
古賀 正	ツグミ・アトリ・カシラダカ問題	野鳥158号	日本野鳥の会	1953
佐々木重夫	霞網狐の実際		佐々木重夫	1980
日本野鳥の会	カスミ網による密猟地帯現地調査報告書1982		日本野鳥の会	1982
遠藤公男	ツグミたちの荒野		講談社	1983
日本野鳥の会	カスミ網による密猟地帯現地調査報告書1983		日本野鳥の会	1983
堀内謙位	写真記録日本伝統狩猟法		出版科学総合研究所	1984
日本野鳥の会	カスミ網による密猟地帯現地調査報告書1984		日本野鳥の会	1985
日本野鳥の会岐阜県支部	カスミ網密猟調査報告		日本野鳥の会岐阜県支部	1985
日本野鳥の会	カスミ網による密猟地帯現地調査報告1985		日本野鳥の会	1986
日本野鳥の会	カスミ網による密猟地帯地図1986 (内部資料)		日本野鳥の会	1986
日本野鳥の会岐阜県支部	カスミ網密猟調査報告		日本野鳥の会岐阜県支部	1986
沢島武徳	カスミ網撲滅運動を中心とした岐阜県内の自然保護の歩み	美濃飛騨人と鳥20年の歩み	日本野鳥の会岐阜県支部	1987
大畑孝二	ぼくは野鳥のレンジャーだ		ひくまの出版	1987

	全国野鳥密猟対策連絡会	カスミ網密猟対策行動報告―第1回 全国野鳥密猟シンポジウム	野鳥密猟問題状況報告書	全国野鳥密猟対策連絡会	1993
	日本野鳥の会	カスミ網密猟の根絶に向けて	野鳥保護資料集第7集	日本野鳥の会	1993
	日本野鳥の会岐阜県支部保護部	カスミ網密猟調査報告1994.11～ 1995.2		日本野鳥の会岐阜県支部	1995
	日本野鳥の会岐阜県支部保護部	カスミ網密猟調査報告1995.11～ 1996.2		日本野鳥の会岐阜県支部	1996
	日本野鳥の会岐阜県支部保護部	カスミ網密猟調査報告1996.10～ 1996.12		日本野鳥の会岐阜県支部	1996
	日本野鳥の会岐阜県支部保護部	カスミ網密猟調査報告1996.3～ 1997.2		日本野鳥の会岐阜県支部	1997
	日本野鳥の会	カスミ網密猟調査報告1997.10～ 1998.3		日本野鳥の会岐阜県支部	1998
	日本野鳥の会	カスミ網の復活は断じて許せない！	野鳥保護資料集第11集	日本野鳥の会	1998
	スティーヴナーシュ	東南アジア野鳥取引の実態	野鳥保護資料集	日本野鳥の会	1999
	日本野鳥の会岐阜県支部保護部	カスミ網密猟調査報告1999.11～ 2000.2		日本野鳥の会岐阜県支部	2000
	中村滝男	カスミ網販売所持等の法規	バーダー8月号	文一総合出版	2004
	市田則孝	野鳥保護、激動の30年 第1回カスミ網の密猟を許すな！	バーダー1月号	文一総合出版	2005
	市田則孝	野鳥保護、激動の30年 第2回カスミ網の根源を断て！	バーダー2月号	文一総合出版	2005
	林武雄	私の野鳥記 70年の回想		出蔵印刷所	2013
	今井友樹	長編ドキュメンタリー 鳥の道を越えて(映画パンフレット)		工房ギャレット	2014



大畑孝二	食用にされていたツグミたち	バーダー2月号	文一総合出版	2015
中村滝男	「カスミ網の販売・所持禁止」と国会対策	野鳥居第8号	生態系トラスト協会	2017
川崎晶子	新聞記事で見る「カスミ網」	野鳥居第9号	生態系トラスト協会	2017
日本野鳥の会岐阜	日本野鳥の会岐阜創立50周年記念誌・美濃飛騨人と鳥・50年の歩み		日本野鳥の会岐阜	2017
丹羽宏	カスミ網獵(トヤ)撲滅運動の記録		丹羽宏	2020

カスミ網問題年表

- 1947年(昭和22年)
9月 狩猟法の法令が改正され、カスミ網による狩猟禁止に。(施行規則で、法定狩猟用具からカスミ網を除外。狩猟鳥からツグミ、アトリ、カシラダカなど除外)。
- 1950年(昭和25年)
9月 狩猟法の法令が改正され、施行規則で「カスミ網を使用する方法」が、禁止猟法に加わった。
- 1957年(昭和32年)
日本甲種猟友連合会より「カスミ網解禁に関する私共の主張」という印刷物が配布されたことに対して、日本鳥類保護連盟が「カスミ網猟について世の良識に訴う」というパンフレットを発行。
- 1958年(昭和33年)
ツグミ、アトリ、カシラダカなどの狩猟鳥への再編入とカスミ網禁止解除が衆議院で決議されるが、保護団体の反対があり実現せず。
- 1963年(昭和38年)
中部ブロック甲種猟友会が、カスミ網復活の動きを起こす。これに対し、日本野鳥の会はカスミ網反対運動本部を発足させ、12月11日に東京でカスミ網反対の集いを開催、政党へ公開質問状を提出した他、岐阜県支部が農林大臣、林野庁長官に陳情書提出。
- 1970年(昭和45年)
カスミ網の一般販売の禁止を求める国会請願署名活動(約5万名の署名を集める)。
- 1973年(昭和48年)
関係行政当局に現状問い合わせ(環境庁、通商産業省、富山、石川、福井、長野、愛知、岐阜の各県あて)。
- 1975年(昭和50年)
本部・支部の密猟現地調査(栃木、岐阜)。
- 1977年(昭和52年)
8月 中部6県の支部が参加して、カスミ網密猟対策会議開催(金沢市)。
- 1982年(昭和57年)
8月 中部5県栃木県支部参加による、カスミ網密猟対策シンポジウム開催(名古屋)。
10～11月 本部・支部の密猟現地調査(石川、愛知、岐阜)。
- 1983年(昭和58年)
1月 北陸3県鳥獣行政担当者会議で、カスミ網の製造販売規制について環境庁あての決議が採択される。
7月 中部・栃木カスミ網密猟対策会議開催(福井市)。
9月 本部より要望書「カスミ網による密猟の根絶について(お願い)」を提出(環境庁自然保護局長、通商産業省生活産業局長、警察庁保安部あて)。



10月 本部より質問書「カシミ網に関する資料等の提供について(お願い)」を日本でナイロンの原着糸を生産している東レ、帝人、旭化成工業、東洋紡績、ユニチカの5社に提出。東レ、帝人、ユニチカからカシミ網の原糸を生産していないとの回答があった。

10～11月 本部・支部の密猟現地調査(愛知、岐阜、石川)。

11月 本部より要望書「カシミ網密猟の取り締まりについて(お願い)」を提出(岐阜県知事あて)。

11月 岐阜県支部密猟現地調査。

12月 カシミ網による密猟現地調査報告書1983を発行。岐阜県支部より「カシミ網製造販売禁止への要望書」を提出(環境庁自然保護局長、通商産業省繊維製品課長あて)。

1984年(昭和59年)

5月 鳥獣行政中部6県担当者ブロック会議で「カシミ網による野鳥の密猟取締り強化月間の設定について(要望書)」決議を提出(通商産業省繊維製品課長、環境庁鳥獣保護課長、警察庁保安課長あて)。

8月 カシミ網密猟対策会議(岐阜県多治見市)。岐阜県支部より「カシミ網による密猟の根絶についての要望書」を提出(岐阜県警生活保安課長、自然保護課長あて)。

10月 本部より要望書「カシミ網による密猟の根絶について(お願い)」を提出(環境庁自然保護局長、通商産業省生産業局長、警察庁保安部長あて)。

10～11月 本部・支部の密猟現地調査(長野、岐阜県)。

1985年(昭和60年)

3月 カシミ網による現地調査報告書1984の発行。

6月 カシミ網問題について日本野鳥の会全国大会において採択された大会宣言に基づき「第31回(財)日本野鳥の会全国大会における大会宣言の実現について(お願い)」を提出(環境庁長官、通商産業省大臣あて)。

7月 カシミ網密猟対策会議(東京)。

8月 本部より要望書「カシミ網による野鳥の密猟取締り強化月間の設定について」を提出(環境庁自然保護局長あて)。

9月 『野鳥』誌にハガキを折り込み、カシミ網密猟状況調査を開始。

9月 本部より要望書「カシミ網による野鳥の密猟取締り強化月間の設定について」を提出(石川県知事、石川県環境部長、石川県環境部自然保護課長、石川県警本部長、石川県議会議長あて、その他中部5県と栃木県に提出)。

9月 『野鳥』誌でカシミ網特集。

10月 密猟現地調査・見学会(中部6県)。

10月 カシミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。

10～11月 中部6県に本部職員が常駐して、現地調査実施。

12月 本部より「カシミ網密猟対策について(お礼)」を提出(滋賀県木之本警察署長あて)。

1986年(昭和61年)

- 1月 本部より照会文「カスミ網密猟の取締りについて(御照会)」を提出(岐阜県林政部長宛)
- 6月 カスミ網密猟対策会議(名古屋市)。
- 9月 カスミ網密猟地帯地図1986作成。
- 9月 本部より要望書「カスミ網による野鳥の密猟取締り強化月間について」を提出(環境庁長官あて)。
- 9月 本部より質問書「密猟に使用されるカスミ網について(質問)」を提出(通商産業省生活産業局長あて)。
- 9月 福井県支部街頭キャンペーン。
- 10月 セスナ機を使って密猟現地調査(岐阜市)。
- 10月 本部より要望書「国有林野におけるカスミ網密猟者の指導について(要望)」を提出(林野庁長官あて)。
- 10月 カスミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。
- 11月 長野県林務部、カスミ網密猟防止対策会議開催。
- 12月 公明党公害・環境対策部会「カスミ網による密猟の徹底に関する申し入れ」を行う(環境庁長官、通商産業大臣あて)。

1987年(昭和62年)

- 6月 カスミ網密猟対策会議(金沢市)。
- 10月 カスミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。
- 10月 カスミ網密猟防止パンフレットの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会の共同制作)
- 10月 密猟現地調査見学会(岐阜市)

1988年(昭和63年)

- 7月 中部6県カスミ網密猟対策会議(福井市)。
- 10月 カスミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。
- 10月 土岐市で密猟現地調査(本部、岐阜県支部、愛知県支部、京都支部、東京都、神奈川県、千葉県から参加)。

1989年(平成元年)

- 7月 中部6県カスミ網密猟対策会議(名古屋市)。
- 9月 平成元年度カスミ網密猟防止対策会議(環境庁主催、警察庁と富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・滋賀県・栃木県の行政担当者と日本野鳥の会から出席)。
- 10月 国際鳥類保護会議(ICBP)より環境庁自然保護局長と日本野鳥の会会長あてに、カスミ網密猟問題の解決を求める手紙が送付される。
- 10月 カスミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。



- 11月 本部・支部の密猟現地調査(岐阜県)。
- 12月 愛知県で実施した本部・支部密猟現地調査において、会員が密猟者の仕掛けた、板に釘を打ち抜いた罠で負傷する傷害事件が発生、豊田署に告発した。
- 12月 本部より要望書「悪質化するカスミ網による密猟対策について」を提出(環境庁長官、通商産業大臣、警察庁長官あて)。

1990年(平成2年)

- 1月 本部によるカスミ網販売実態調査。
- 3月 全国の支部によるカスミ網販売実態調査開始。
- 4月 支部から自治体に「カスミ網の一般販売の禁止を国に要望する意見書決議を採択することを求める陳情」を提出する活動開始(高知県支部ほか)。
- 5月 カスミ網の一般販売の禁止を求める10万人国会請願署名活動開始。全国署名活動の第1弾として渋谷駅前で、岐阜県支部・愛知県支部から貸切バスで参加した会員など多数のボランティアの協力を得て、街頭キャンペーン実施。
- 6月 全国カスミ網問題シンポジウム(岐阜市)を開催。
- 7月 日本野鳥の会岐阜県支部が働きかけたカスミ網一般販売禁止を求める意見書決議が採択(岐阜県議会)。
- 8月 カスミ網国会請願署名10万人達成。
- 9月 平成2年度カスミ網密猟防止対策会議(環境庁主催、警察庁と富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・滋賀県・栃木県の行政担当者と日本野鳥の会から出席)。
- 9月 小杉隆衆議院議員を団長にする日本野鳥の会カスミ網問題ヨーロッパ調査団をスペイン、キプロス、イギリスに派遣。
- 9月 日本野鳥の会徳島県支部・高知支部・福井県支部・京都支部・より働きかけたカスミ網一般販売禁止を求める意見書決議が採択(徳島県議会、高知県議会、福井県議会、京都府議会、京都市議会)。
- 10月 カスミ網密猟防止ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。
- 10月 カスミ網密猟防止関係団体会議(通商産業省、環境庁、警察庁など行政からカスミ網販売関連業界団体に対して販売自粛を求める行政指導を実施。本会でも説明のため出席)。
- 10月 カスミ網販売規制について日本野鳥の会から通商産業大臣に陳情。
- 10月 国会請願署名20万人達成。
- 11月 日本野鳥の会本部・支部合同のカスミ網密猟現地調査(愛知県、岐阜県)環境庁担当官もはじめて現地視察調査(岐阜県では日本野鳥の会の調査にも参加)。
- 11月 国会請願書名30万人達成。
- 11月 日本野鳥の会主催の野鳥保護シンポジウム(東京)で、カスミ網国会請願署名が30万名集まったことなどが報告された。

11月 国際鳥類保護会議(ICBP)世界大会でカスミ網に関する日本政府あての決議が採択。

12月 日本野鳥の会東京支部・愛知県支部・神奈川県支部・石川県支部・千葉県支部が働きかけたカスミ網一般販売禁止を求める意見書決議採択(東京都議会、愛知県議会、神奈川県議会、石川県議会、習志野市議会)。

1991年(平成3年)

2月 日本野鳥の会大阪支部が働きかけたカスミ網一般販売禁止を求める意見書決議採択(大阪府議会)。

3月 全国の日本野鳥の会支部によるカスミ網販売実態追跡調査開始。日本野鳥の会の会誌『野鳥』で呼び掛け、各政党へ協力依頼のハガキ作戦。

4月 カスミ網国会請願署名の最終的な集計、390,168名分を衆議院27名、参議院21名の紹介議員を通じて国会に提出。署名は京都支部・中村桂子が個人では最多、1ヶ月余りで2000人分を集めた。

4月 法改正案の国会提出が閣議決定される。

4月 衆議院環境委員会、衆議院本会議で法改正案がいずれも全会一致で可決。

4月 参議院環境特別委員会、参議院本会議で法改正案がいずれも全会一致で可決・成立。カスミ網の所持・使用・販売が禁止された。

6月 日本野鳥の会のカスミ網販売禁止勝利報告会「おめでとうツグミたち！」を東京で開催。法令改正に尽力された岩垂寿喜男衆議院議員、小杉隆衆議院議員、永年カスミ網対策に尽力された丹羽宏岐岐阜支部名誉支部長、林武雄元福井県鳥獣保護センター所長、松山資郎日本野鳥の会顧問に感謝状が贈呈される。

9月 カスミ網の販売禁止施行の告知ポスターの制作(日本野鳥の会、大日本猟友会、環境庁の共同制作)。

9月 1992年日本野鳥の会カスミ網密猟対策会議を開催(長野県諏訪市)。

10月 カスミ網密猟防止強化月間を環境庁などと協力して実施強化月間として名古屋市中で「野鳥保護シンポジウム」を開催。このシンポジウムの実行委員会は(財)日本野鳥の会、(財)山階鳥類研究所、国際鳥類保護会議日本支部、(社)大日本猟友会、(社)全日本狩猟倶楽部、環境庁、中部6県で構成された。また、シンポジウムに引き続き名古屋駅前で街頭キャンペーンを実施した。

11月 岐阜県、愛知県下で日本野鳥の会本部・支部合同のカスミ網密猟現地調査を実施。

1992年(平成4年)

8月 日本野鳥の会カスミ網等密猟対策会議を京都で開催。この会議をもって日本野鳥の会カスミ網密猟対策本部は解散、と同時に組織をそのまま移行し「全国野鳥密猟対策連絡会」=密対連の誕生

当面の活動目標は下記の3項目。

- ①野鳥の輸入は、原則として禁止。



- ②現行法に基づく野鳥の密猟取り締まりを強化。
- ③愛玩飼養(メジロ・ホオジロ・ウソ・マヒワ)の廃止。

1993年(平成5年)

8月 「第1回 国野鳥密猟問題シンポジウムin徳島」開催
密対連が開催するシンポジウムには、環境省、警察庁を通じて、地元行政は当然、県警本部から出席することを約束する。

1994年(平成6年)

徳島東署は、オオルリ、メジロなど140羽を密猟し飼養していた男性を逮捕、罰金40万円を科した。今回の捜査において、国内産野鳥であるという判断材料に野鳥の「種の識別鑑定書」が効果を発揮、捜査は科学的に処理された。鑑定書は今後の野鳥犯罪に係る捜査には必要不可欠なものとなる。

4月 「第2回 全国野鳥密猟問題シンポジウムin愛知」開催。ワシントン条約会議にオブザーバー参加(フロリダ州で開催)
(Convention on International Trade in Endangered Species)
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約会議)

1995年(平成7年)

・大阪府警に対し「小鳥店の違法販売に係る立ち入り検査の実施と取締まりの強化を要望。

「第3回 野鳥密猟問題シンポジウムin大分」開催

・環境庁、通産省、警察庁を公式陳情訪問

1996年(平成8年)

・熊本県&九州の県警本部に対して、「メジロ鳴き合わせ会」開催に付いて情報提供し取り締まりの強化を要望。

5月 日本野鳥の会岐阜県支部は、東濃南部地域の密猟パトロールを実施
その結果カスミ網現場を26ヶ所、網にして64枚を発見した。

・「第4回 野鳥密猟問題シンポジウムin栃木」開催

1997年(平成9年)

・密対連と日本野鳥の会は、熊本県で開催されたメジロ鳴き合わせ会の現地取材を実施、九州管区警察局長、熊本県警本部長、県知事宛に報告書を送付「違法捕獲・飼養の取り締まりの強化を要望。

2月 日本野鳥の会大阪支部と大阪府の鳥獣保護員は住之江で開催のメジロ鳴き合わせ会の立ち入りを実施した。結果、説得に応じてメジロを現場で放鳥した。

5月 兵庫県警暴力団第二課は「甌島メジロ130羽」を違法に捕獲し、飼養していた暴力団組長を逮捕。甌島産のメジロを販売し資金源にしていた事が判明。愛好家間で一羽数百万円で取引していたという。朝日新聞が大きく報道。メジロはANAで鹿児島へ空輸、県ではハビリののち甌島で放鳥した。

・高知県と県警本部は野鳥を違法に販売しているとの疑いで小鳥店を強制捜査、密対連と日本野鳥の会自然保護室が同行した。

6月 第10回CITES(ワシントン条約会議)がジンバブエで開催され中村、新宅

がオブザーバー参加、資料配布するなど野鳥の輸出入の禁止を広く訴えた。

- ・「第5回 野鳥密猟問題シンポジウムin広島」開催
- ・環境省による識別マニュアルを基に「メジロの識別マニュアル」リーフレットを作成、密猟対策に役立たせるべく関係者に広く配布した。

1998年(平成10年)

・京都府、京都府警は違法にメジロを捕獲・販売していた小鳥店の強制捜査を実施、野鳥は京都市救護センターでリハビリ後、放鳥された。

5月 ウグイスは1980年から飼養が禁止されているにも関わらず、青森、愛知、千葉、広島県では毎年飼養許可を出していたことが密対連の調査で解った。又、千葉県では18歳のウグイスが見つかった。(朝日新聞)

・密対連は、自民党環境部会中馬弘毅氏宛下記文書を提出した。

自民党有志議員による「農林漁業有害鳥獣対策議員連盟」は、野鳥による駆除対策としてカスミ網の使用を申請した。それを受けて密対連は、鹿児島県、愛媛県、京都府、和歌山県、静岡県のみかん農家の現地取材及び情報収集に努め、被害防除対策としてカスミ網より無双網の方が適当であることを証明し、意見書を提出した。結果、議員連盟の申請は却下された。(中村、古南)

・環境省による第8次鳥獣保護事業計画基本指針案に対し愛玩飼養の廃止を求める意見を提出。

9月 中国産ヒメメジロがマレーシアから輸入されるようになった。事実確認のために現地へ向かう。(政府機関や自然保護協会、サバ州領事館等を訪問、中華街、百貨店なども取材)。(中村、新宅)

・警察庁生活安全局長と面談、全国の各県警が実施する密猟取り締まりの強化を要請。同時に当会のホームページに警察庁とのリンクを約束。

12月 鹿児島県で(鬼界島)密猟された129羽のメジロに対する公判で密対連が検察側証人(遠藤公男)として出廷、被告には懲役8月の求刑。それを機に奄美大島では14市町村関係者による『鳥類の違法捕獲防止対策会議』が設置された。続いて静岡県(メジロ72羽を密猟)や岐阜県でも野鳥事件が裁判にもちこまれ、名古屋高裁は野鳥の密猟に対し実刑判決を下した。

・「第6回 野鳥密猟問題シンポジウムin千葉」開催。

1999年(平成11年)

・環境庁から環境省へ名称変更。

1月 鹿児島県奄美大島では、国の天然記念物「アカヒゲ」を8羽、違法に捕獲、飼養していた事がわかった。1985年以来飼っていたという。(13歳?)読売新聞

1月 カスミ網密猟事件が初めて法廷に!。岐阜地裁多治見支部は、盗んだカスミ網で密猟していた暴力団組長の男性に地検御鷹支部は懲役8月を求刑した。(朝日新聞)

3月 密対連は、熊本県と熊本県警本部に対し「九州連合メジロ保存愛好会が主催する「鳴き合わせ会」の立ち入り検査を要請し密対連と山階鳥類研究所から茂田研究員が立ち会った。県警は違法入手の罪で34羽の国産メジロを押収



した。読売新聞が大きく報道。

5月 密対連と日本野鳥の会は、密猟された国内産野鳥が全国の百貨店で販売されているという実態を説明し、日本百貨店協会に対し販売禁止を求めた。結果、あっという間に全国の百貨店から野鳥の姿が消えた。(毎日新聞)中村、古南

5月 警察庁は、密猟から希少動植物を守るため密対連等と連携し、希少野生動植物の取り締まりを強化することを大きく報道(日本経済新聞)

5月 愛知県でオオタカの営巣木が切り倒され、2羽のヒナが盗まれる。(中日新聞)

12月 『ウグイスの識別マニュアル』リーフレット作成、関係者に配布。

12月 「第7回 野鳥密猟問題シンポジウムin神戸」開催

・環境省は愛玩飼養について、メジロ・ホオジロのどちらか1羽に限定。

2000年(平成12年)

・年間10万羽(内3万羽がメジロ)の野鳥を日本に輸出していた中国が輸出を禁止。朝日新聞が大きく報道。

・密対連はHPに「密猟110番」を開設。全国から密猟・違法飼養・違法販売などの情報を収集、今後の活動を進める。

・和歌山県勝浦の国道沿いで堂々と開催していたメジロ鳴き合わせ会を取材。結果報告とともに県と県警に対し、取り締まりの強化を要望。(遠藤、中村)

10月 密対連は大阪府内のペットショップの野鳥販売調査を実施した。結果52店で国産の野鳥を販売していることが解った(読売新聞)

11月 環境省による「第9次鳥獣保護事業計画基本指針」案に「愛玩飼養の廃止」を求める意見書を提出。

「第8回 野鳥密猟問題シンポジウムin鳥取」開催

2001年(平成13年)

・リュウキュウメジロが生息する沖縄県で野鳥の捕獲・飼養・販売状況調査を実施。環境省、沖縄県警を訪問し密猟防止対策の強化を要請。

「第9回 野鳥密猟問題シンポジウムin岐阜」開催

2002年(平成14年)

『野鳥、飼うだけでも罰します』ポスター制作、全国に配布。

鳥獣保護法に新たに「第27条」が設置され、違法に捕獲、又は輸入した野鳥の飼養、販売、譲り渡し等が禁止され、警察は非常に動き易くなり(H18年には検挙率が20倍にふくれ上がったという)

・栃木県は全国に先駆けて愛玩飼養の廃止をきめた。

・環境省は中国と口上書を交わし、国内に生息する21種の野鳥(オシドリ、ヒバリ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、ウグイス、キビタキ、オオルリ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカル)について輸入制限、輸入鳥には足環の装着を義務づけた。(法施行規則第29-2)

6月 宮崎県では二つの小鳥店で飼養(販売?)されていた奄美大島産のメジ

ロ175羽を押収、放鳥した。(西日本新聞)

7月 熊本県水俣市で違法にメジロを539羽飼養していた男性が告発された。メジロはりハビリの後、放鳥されるという。(朝日新聞)

7月 密対連は滋賀県で小鳥店調査を実施、彦根署はカスミ網を販売していた店を強制捜査、カスミ網を全て押収した。又、捜査は卸店だけでなく四日市の製造工場まで及び関係者が逮捕された。

10月 群馬県前橋地裁ではカスミ網を使って30年間密猟していた男性(ハンター)に有罪判決。

12月 「第10回 野鳥密猟問題シンポジウムin東京」開催

・密対連は千葉県の小鳥店販売実態調査を実施、県警本部及び県の自然保護課に取り締まりの強化を要望。

2003年(平成15年)

・京都府警は八幡署、宇治署、九条署が同時に強制捜査を実施、密対連が協力し、飼養していた野鳥を全て押収した。

4月 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に変更、カタカナからひらがなにかわり大変読みやすくなる。

6月 岐阜県各務原の山林でオオタカの営巣木からヒナの姿が消えた。木の幹にスパイクの痕がありマニアによる密猟か。

・野生生物資料情報室(長野県)と密対連は、オオタカ射殺事件について環境省を訪問、事情説明と共に捜査依頼と再発防止を要望した。

・京都府警はYahooオークションでカスミ網が15,100円で販売され、捜査の結果山口県の男性が書類送検された。

2004年(平成16年)

・東京都の小鳥店をTV朝日が取材。「怒りの導火線・メジロ」放映

2月 「第11回 野鳥密猟問題シンポジウムin佐賀」開催

4月 鷹匠(Y流鷹狩協会)が、オオタカを海上の森で密猟していたことがわかった(中日新聞)。関連法を整備し鷹狩りの社会的位置付けを明確にする必要があるのではないか(堀内勝教授)

6月 茨城県で、8年前からオオタカ8羽を含む130羽余りのオオルリやメジロなどを自宅で飼養していたという男性を告発。

・奈良県警が同時に5ヶ所の強制捜査を実施。メジロ100羽を押収。奈良でも鳴き合わせ会が盛況と思われる。

・警視庁では違法飼養者から300羽のメジロを押収、リハビリ後放鳥。

・密対連は兵庫県伊丹警察署と違法飼養容疑者宅の強制捜査に同行した。

・日本野鳥の会三重県支部と密猟多発地域をパトロール、TV朝日「スーパーチャンネル」野鳥密猟者を追え！」放映。

・法改正に伴って赤いポスター「法律が新しく変わりました」を作成、全国に配布。「密猟対策フロー図」を作成。運用については警察庁、環境省とも協議。

・山口県宇部署では複数の違法飼養者からメジロがなんと600羽押収。

12月 「第12回 野鳥密猟問題シンポジウムin三重」を開催。



- ・兵庫県尼崎中央署は違法飼養者宅の捜索でメジロ38羽を押収。日本野鳥の会兵庫県支部会員が私設ケージを作ってリハビリを担う。

2005年(平成17年)

- ・岡山県のハス田では農作物の被害防除にカスミ網を使用、抗議する。防除には効果的な(株)アンテックの網を送付した。
- ・バド・ウイーク、警視庁では3人の違法飼養者を書類送検、その中には警視庁の現職警察官が含まれていた。
- 5月 板橋署は初の捕獲未遂罪で建設業の男性(52)を書類送検。京都でも以前に「未遂罪」で立件したことがある。(法第83条四-2)
- 5月 小岩署の地域課署員が巡回の際にメジロの声を聞き分け、ペット店主の女性(58)の不審な行動に感づき、違反容疑で逮捕。
- ・東京都小平署は、イヌワシ、クマタカを、違法飼養していた自営業を書類送検。
- ・奈良県警は2日連続で違法飼養者宅の強制捜査を実施、2年連続で摘発された男性がいたが飼養許可書を所持しており、密対連は取り消しを求めるとも返して貰えなかった。(22条は何のためにあるのか)
- ・Yahooオークションにカスミ網が出展、愛知県警に告発。提供者は福井県在住の福祉施設職員。販売の罪で立件された。
- ・京都府警は付属書1種に該当するオオバタンを販売していたDペットショップ店主(36歳)宅を捜索。種の保存法違反で送検。
- 12月 『第13回 野鳥密猟問題シンポジウムin茨城』開催
- ・茨城県霞ヶ浦のハス田では、被害防除対策で張られた網に例年数百羽のカモがかかり市民の目で命を落としている。事務局では某国会議員に協力を求め、農水省生産局の担当者、県、農協の人に会い防鳥網設置対策について再検討頂くことを約束し、後を日本野鳥の会茨城県支部に託した。
- ・福島県で現職町会議員が飲酒運転で逮捕され、同時に野鳥の密猟、違法飼養が発覚した。
- ・独立行政法人環境再生機構の助成事業の一環としてリハビリ用ケージを購入し貸し出しをする。京都府→三宅獣医師、大阪府→稲盛さん、兵庫県→堺さん、

2006年(平成18年)

- ・愛知県安城市でウグイスの鳴き合わせ会を取材、5月にはホオジロの鳴き合わせ会が開催された。優勝者には知事賞、市長賞が準備されていた。警視庁が強制捜査に入り野鳥は全て押収、関係者は逮捕され、鳴き合わせ会は解散した。
- ・環境省による第10次鳥獣保護事業計画基本指針に対して愛玩飼養の廃止を要望
- 「第14回 野鳥密猟問題シンポジウムin群馬」開催

2007年(平成19年)

- 環境省は愛玩飼養だけでなく輸入鳥にも足環の装着を義務つけた

3月 兵庫県と県警の依頼で違法飼養の捜索に同行するも、後日、某宗教団体から密対連と日本野鳥の会が告訴される。但し原告は公判を欠席、裁判に至らなかった。

4月 京都府は愛玩飼養を廃止した。

7月 密猟110番通報に基づき屋久島のシマメジロ密猟実態調査を開始する。以後、地元の協力を得る必要があるため下記の機関を訪問し密猟に対する理解と協力を求めた。

・環境省

・鹿児島県環境生活部環境保護課

・鹿児島県警察本部生活安全部生活環境課

・鹿児島県肝付警察署内之浦駐在所

・鹿児島県肝付警察署生活安全刑事課

・屋久島空港ターミナルビル株式会社

・社団法人屋久島環境協会

・熊毛支所屋久島事務所農林普及課

・屋久島警察署生活安全刑事課

・屋久島町役場小野間支所農林水産課林務水産係

・屋久島町役場宮乃浦支所農林水産課林務係、鳥獣保護員

・屋久島町役場総務課

・屋久島町教育委員会学校教育課

・屋久島町宮浦中学校

・朝日新聞が現地に赴き、実態を大きく報道、関係機関による『屋久島地区野鳥の違法捕獲防止対策連絡会議』が設置された。

・松山市の小鳥店で野鳥のインターネット販売の実態が判明。現地取材し、地元野鳥の会支部とともに県警本部に取り締まりの強化を要望した。

・熊本県鳥獣保護センター主催「野鳥密猟シンポジウム」開催。

環境省地方事務所、検察庁、熊本県、熊本県警本部、市町村許認可担当者、日本野鳥の会熊本支部、鳥獣保護員、他が参加。

・事務局長(中村)は、環境省、京都府、京都市から多年にわたり自然環境の保全(密猟対策)に尽力したとして野生物保護功労賞をうける。

・環境犯罪に関わる「野鳥のリハビリ研修会」を大阪で開催。

12月 『第15回 野鳥密猟問題シンポジウムin和歌山』開催

2008年(平20年)

1月 熊本県や大阪府でメジロの鳴き合わせ会が開催されたので朝日放送に同行、朝日放送スーパーモーニング「うらどり」で全国放送。

警察庁を訪問、メジロ鳴き合わせ会ニュースのDVDを持参、密猟防止対策への理解と協力を要請。

3月 「世界のメジロ図譜」完成 監修:茂田茂光、絵画:高田繭草

4月 環境省は愛玩飼養、メジロ1世帯1羽に限定。

・岡山県警を訪問し、野鳥の違法飼養の摘発に尽力した地域課の駐在さんに感



謝状をとどけた。岡山、広島県で250羽の野鳥を保護。(山陽新聞)

- ・群馬県支部や愛媛県支部では、密猟・違法飼養をなくす目的でペット店等巡回を強化。(愛媛新聞、上毛新聞)
- ・京都府は、バードウイークには警察・行政・野鳥の会による密猟多発地域を重点的に合同パトロールの実施を決めた。
- ・京都府警は大阪の小鳥店を違法販売容疑で強制捜査を実施、メジロ、オオルリ等75羽を押収。朝日放送が夕方のニュース番組「うらどり」で報道。
- ・愛媛県松山市で『密猟対策セミナー』を開催。

11月 「第16回 野鳥密猟問題シンポジウムinみやぎ」開催

2009年(平成21年)

- ・青森県で八戸野鳥の会と『密猟対策セミナー』開催。遠藤公男氏が参加。
- 2月 スーパーJチャンネル放映 ～密猟対策セミナー～
- ・東京都で国内初の「種の識別研修会」を開催。バンダーさんたち協力のもと「全国・密猟対策ネットワーク」の構築を図ることで合意。
- ・広島県で「密猟対策セミナー」を開催。県に対し野鳥の会員等による鳥獣保護員の起用を薦め、密猟対策の推進を図るよう要望した結果3名が起用され、中には元警察官もいて、広島県での密猟対策は殊の外スムーズに進むこととなった。

7月 滋賀県、お昼のニュースで～野鳥の違法販売～が放映(東近江市)

- ・警察庁生活安全局を訪問し「野鳥の種の識別鑑定」に付いて協議。
- ・「第17回 野鳥密猟問題シンポジウムin熊本」開催
- ・環境省は特定輸入鳥獣の識別マニュアルとしてオオタカ、オオルリ、ホオジロを完成させた。密対連版リーフレットも完成させ全国に配布。

2010年(平成22年)

- 2月 神戸市の工務店主は野鳥を69羽違法に飼養し現行犯逮捕された。
- 5月 大阪で密猟現行犯の男性、自宅にもメジロなど39羽を違法に飼養。
- 5月 宮城県ではオオルリ、メジロ、クログミなど。小鳥店主(71)を逮捕。
- 6月 兵庫では、メジロなど違法飼養男性を逮捕。
- ・環境省による第11次鳥獣保護事業計画の基本指針案に対して愛玩飼養の廃止を求める意見提出
- 11月 「第18回 野鳥密猟問題シンポジウムin愛媛」開催

2011年(平成23年)

- ・環境省は愛玩飼養を目的とした野鳥の捕獲を(原則)禁止、全国の自治体に告知。
- 5月 密対連は「密猟事例&かんたんにわかる鳥獣保護法」を発行、「オオルリ識別マニュアル」とともに関係者に配布、密猟対策に役立てる。
- 9月 愛知県警はオオタカやハヤブサを密猟、譲渡したとして鷹匠グループらタカ類愛好グループの5人を不正譲渡の疑いで逮捕。(読売新聞)
- ・ホオジロ識別マニュアルを作成し関係者に配布密猟対策に役立たせる。
- ・『第19回 野鳥密猟問題シンポジウムin大阪』開催。環境省による愛玩飼養に

係る当会の活動目標はひとまず達成、シンポジウムin大阪を最終回とした。

2012年(平成24年)

オオタカ、キビタキの識別マニュアルを作成し関係者に配布、密猟対策に役立たせる。

3月 朝日放送による「密猟」放映。九州鳴きあわせ文化保存協会を取材。

4月 全国の自治体(和歌山県を除く)では、「愛玩飼養目的の野鳥の捕獲を原即禁止とした。但し既に許可を得ている個体に関しては寿命を全うするまで飼育を許可、但し足環を装着、すり替えがないかなど年に一度の個体確認が義務付けられる。(足環の再交付は認めない)

・大分県でメジロ鳴き合わせ会が開催され、捜査依頼文書を送付。

・台湾で日本産メジロの販売情報が届き、現地調査に赴く。

2013年(平成25年)

・奈良県五条警察署において、地域課と生安課の見事な連携により違法飼養者を検挙。評価して感謝状を贈る、そのことが「日刊警察」に掲載され、全国の警察官が目にするようになった。

5月 朝日放送、キャスト・オフレコ「メジロをめぐる闇」放映

・愛玩飼養目的の捕獲禁止に伴い日本野鳥の会の協力を得て、全国支部から市長村に対し、厳正なる更新手続の実施を促す要望書の送付を依頼した。

・2013年度「密猟110番」通報は115件。全国の関係機関にコピーを送付。

2014年(平成26年)

・愛知県では署員が密猟を確認し、やがて違法販売店主を送検し90羽の野鳥を押収した。

・警察庁によると、密猟事案が年間300～600件有り、約2000羽以上の野鳥を押収し、リハビリもしくは放鳥しているという。

・NHKは、和歌山県のメジロ鳴き合わせ会の実態を放送、当会は粉井会長宛厳重に抗議、後日、番組の中で訂正とお詫びが放送された。

・12月 密対連は、映画「鳥の道を越えて」を名古屋会場にて鑑賞する。

2015年(平成27年)

・愛知県警の要請で事務局及び鑑定員が愛知県へ出向く。4署が合同で強制捜査を実施、482羽の野鳥を押収、鳴きあわせ会関係者22人を書類送検。密対連と(公財)日本野鳥の会、愛知県支部長は愛知県警に感謝状をとどけた。

4月 長崎県警の3/16(Y氏)、4/1(H氏)と話し、鑑定員による鑑定書作成に係る諸費の支払いを約束する。

4月 長崎県警諫早署、三重県警鈴鹿署、熊本県警天草署宛、捜査依頼を願う。

4月 広島県安佐で違法飼養事案。鑑定はH氏

5月 宮崎県警、埼玉県警生活安全部に捜査依頼文書を送付

5月 密対連事務局長(中村)は、5/10「第69回野鳥保護の集い」において密猟対策に貢献したとして日本鳥類保護連盟「総裁賞」を受賞

9月 小柳泰治氏「わが国の狩猟法制」を発行

9月 兵庫県警2署合同で強制捜査実施。野鳥、カスミ網など押収!。リハビリ



は日本バードレスキュー協会へ。

10月 向井先生を通じて、「フリーディング個体に足環装着の義務つけを」
日動水協会に申し入れる。

2016年(平成28年)

1月 兵庫県三木署で強制捜査、押収メジロ34羽中半数が餓死、捜査のずさんさを指摘。

1月 兵庫県警に「H」「K鳥獣店」の違法販売の件で捜査依頼を。

2月 香川県小豆署では、地域課が違法飼養を見つけ、生安が検挙。見事なチームワークに拍手！、感謝状を贈る。

2月 愛媛県愛南署はメジロ違法飼養者を検挙、87羽を押収

3月 増補版メジロ図譜1000部作成。関係機関、他、関係者に配布。

4月 「世界のメジロ図譜」増補改訂版を発行

5月 密対連事務局は上智大学の学生を対象に環境問題について話す。

5月 福岡県&県警本部に野鳥の捕獲&販売容疑に係る捜査依頼文書送付。

5月 和歌山県で鳴き合わせ会所属の5人が野鳥130羽を捕獲、飼養、譲渡、書類送検された。

6月 兵庫県警では強制捜査を実施、メジロ他29羽押収。後日捕り子宅の搜索も実施。

6月 密対連事務局は愛知県自然環境課による鳥獣保護管理員の研修会で密猟防止対策について話す。

7月 奈良県警、沖縄県警に捜査依頼文書を送付、名護署から連絡あり。

7月 茨城県警に違法飼養に係る捜査を依頼をしたが、現場で放鳥させてしまい、証拠隠滅ではないかと抗議。

7月 環境省による『第12次鳥獣保護事業計画』基本指針案に係るパブコメに意見提出。

9月 事務局は警察庁の依頼で関東管区警察学校の研修会「専科教養」で講義、「密猟対策に係るNGOの役割」について話す。終了後に開催された懇親会において、密猟事例集は現場にこそ必要と・・・。

9月 日本野鳥の会徳島県支部宛全猟によるトライアルゲームの中止を求め
る要望書送付。

10月 福岡県議S氏から朝日新聞記事に係る問い合わせがあり、県の実態を調べたら252羽の飼養更新。実態はひどいもので43才のメジロが発覚。違法性のあるメジロはすべて放鳥させた。

11月 全国で和歌山県のみが愛玩飼養の新規捕獲を認め、要望書を提出

2017年(H29年)

1月 機関誌「フィールドー」にトモエガモを誤射し得意げにポーズをとっている男性の写真が掲載された。神奈川県警に捜査を依頼。結果8/4に送検。捜査は継続され、被疑者は11月に銃刀法違反が発覚し、狩猟免許をはく奪された。

5月 朝日新聞は、船尾会館で開催された「メジロ鳴き合わせ会」について大阪府警による捜査記事を1面と3面に大きく報道。12人を検挙、メジロ171羽を押

取。大阪府警では10署、総勢80名の署員を動員し合同捜査が実施された。大阪府警に対し(公財)日本野鳥の会と連名で感謝状を贈る。

被表彰所属 大阪府警察本部生活安全全部保安課
大阪府西堺警察署
大阪府黒山警察署
大阪府泉大津警察署
大阪府豊中警察署
大阪府寝屋川警察署
大阪府和泉警察署
大阪府泉佐野警察署
大阪府高石警察署
大阪府堺警察署
大阪府泉南警察署

5月 警察庁を訪問、全国の県警本部を経て全国所轄に事例集を送付。(密猟対策資料集⑥ 改訂2(1500部))

9月 『日本野鳥の会岐阜県支部創立50周年』記念イベントに出席

9月 密対連は国連生物多様性の10年日本委員会から活動の認定を受ける。(警察庁、環境省、全国関係機関、日本野鳥の会90支部、環境再生機構)

10月 石川県から2件の密猟110番通報(密猟・違法飼養)、捜査依頼をする。

2018年(H30年)

2月 京都伏見稲荷では未だに野鳥の焼き鳥が販売され、人気があるという。取材に赴くと、野鳥はベトナムから輸入?。鳥インフル関係で輸入は禁止の筈。

5月 メジロのいる食堂が三重県に存在?。県警がBWにガサいれ。全て押収。

5月 山口県のT鳥樹園でメジロ、ウグイス、ヤマガラ、エナガを販売。全て押収

6月 愛知県、大阪府でも野鳥の違法飼養事案が発覚。捜査依頼文書を送付。

7月 青森県でクロツグミ等の違法飼養事案捜査が実施された。同時にオオルリの鳴き合わせ会がヤクザさんたちによって現在も実施されているという。

現在に至る



プロフィール

大畑孝二

1959年岐阜県生まれ。日本野鳥の会施設運営支援室長。ウトナイ湖サンクチュアリ、加賀市鴨池観察館、豊田市自然観察の森に勤務。ウトナイでは、千歳川放水路計画等開発問題への対応を、片野鴨池では水田農業とカモ類の共存の模索を、そして豊田ではサシバの保全や矢並湿地のラムサール条約登録に関わる。主な著書に「ウトナイ湖サンクチュアリ物語」（ひくまの出版）ほか。

中村桂子

1979年、女子による野鳥の生態写真を撮るのは無理です。の言葉を皮切りに私の野鳥人生が始まる。日本野鳥の会カスミ網対策会議が終了と同時に野鳥保護のみを目指し1992年に「全国野鳥密猟対策連絡会」密対連」を発足させ、事務局を担い現在に至る。

主な著書は「密猟事例&かんたんにわかる鳥獣保護法」、「ボクなかないよ!」、全国各地で開催した「野鳥問題シンポジウムの報告書」他。

遠藤公男

1933年岩手県生まれ。日本野鳥の会名誉会員。小学校教師でコウモリの新種3を発見。主著『ツグミたちの荒野』『野鳥売買メジロたちの悲劇』『夏鳥たちの歌は、今』『ニホンオオカミの最後』『野鳥の輸入と国際商取引の問題点』（日本野鳥の会）「かこの野鳥の解放をめざして」（野鳥 No.661 2003）。日本鳥類保護連盟総裁賞。日本哺乳類学会功労賞。



(公財) 日本野鳥の会の沿革

- 1934年 創立
1970年 財団法人化
1981年 北海道ウトナイ湖に日本初のサンクチュアリ
オープン（直営）
2011年 公益財団法人化

ブックレット既刊本

- NO.1 里山と湿地を守るレンジャー奮闘記
ー豊田市自然観察の森とラムサール条約 大畑孝二
NO.2 トコロジストになろう！ 体験編 箱田敦只
NO.3 トコロジストになろう！ 実技編 箱田敦只
NO.4 都市の森の自然保護 - 横浜自然観察の森の三十年
ー古南幸弘他
NO.5 みんなでつないだタンチョウの環
ー鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの三十年
原田修他

(公財) 日本野鳥の会ブックレット⑥
カスミ網密猟撲滅運動の記録
～日本野鳥の会・密猟対策連絡会の取り組み～

発行：2023年3月1日 第1刷コピーライト

執筆：大畑孝二・中村桂子・遠藤公男

編集：日本野鳥の会

監修：沢島武徳

頒価：500円

発行：公益財団法人日本野鳥の会

141-0031 東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル

Email hogo@wbsj.org

印刷：合資会社 垂井日之出印刷所



